

A decorative graphic featuring a large light blue heart at the top right, a smaller light green heart at the top left, and a yellow teardrop shape at the bottom right. A thin white line curves across the page, passing through the hearts and framing the central text.

自分らしく輝く かしはらプラン

橿原市男女共同参画行動計画（第3次）

橿原市配偶者からの暴力の防止及び
被害者の保護等のための施策の実施に関する
基本計画（第2次）

はじめに



橿原市には、女性天皇である持統天皇が日本初の本格的な都城「藤原京」を造営したという歴史があります。いにしへの時代における女性の活躍の精神を継承しつつ、男女が共にあらゆる分野で対等に参画できる社会の実現をめざすためには、男女共同参画施策を今後も積極的に進めていくことが必要です。

本市におきましては、平成18年に「橿原市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、平成25年に「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版～にじプラン セカンドステージ」(平成25年度～平成29年度)を策定し、今日まで男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ってまいりました。

しかしながら、平成28年度に実施しました男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、また、配偶者等からの暴力をはじめとする人権侵害など、男女共同参画社会の実現に向けての課題が明らかになりました。

こうした課題に対応していくために、今後10年間の取組に向けて、「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)」及び「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)」を策定いたしました。なお、「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)」においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定された「市町村推進計画」としても位置づけて男女共同参画の推進はもとより、女性の活躍に向けた施策も推進してまいります。

今後、この計画に基づき、すべての人が互いに尊重し合い、その個性と能力が発揮できる『自分らしく輝く 橿原市』の実現に向け、行政はもちろんのこと、市民、地域団体、事業者等の方々と共に、協働して取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました橿原市男女共同参画審議会委員の方々をはじめ、計画素案にご意見をいただきました皆さま方に心からお礼を申し上げます。

2018年(平成30年)3月

橿原市長 森下 豊

目 次

檀原市男女共同参画行動計画(第3次)

第1章	計画の策定にあたって	2
1	男女共同参画社会とは	2
2	檀原市男女共同参画推進条例がめざすこと	3
3	檀原市の男女共同参画に関する現状	4
4	「檀原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」の検証	8
第2章	計画の概要	10
第3章	計画の内容	13
1	基本目標	13
2	計画の施策体系	14
3	施策の方向・具体的施策・主な事業	16
	基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり	16
	基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり	26
	基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進	34
	基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり	42
第4章	推進体制の整備・強化	57

檀原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための 施策の実施に関する基本計画(第2次)

第1章	基本的な考え方	62
1	計画策定の背景	62
2	檀原市のDVに関する現状	63
3	計画の位置づけ	66
4	計画の期間	66
5	計画の進行	66
第2章	計画の内容	67
資料		73



**檜原市
男女共同参画行動計画
(第3次)**

1 男女共同参画社会とは

日本国憲法には個人の尊重・法の下での平等がうたわれているにもかかわらず、いまだ就労の場や地域、家庭等、社会の様々な場面での男女平等は達成されていません。

1999年(平成11年)に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)と定義しています。

また、「参画」とは、単なる「参加」とは違い、立案や意思決定の段階から主体的に関わり意見を反映させることをいいます。

この計画がめざす男女共同参画社会とは、

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会の
ことをいいます。(国の「第4次男女共同参画基本計画」から)

2 檀原市男女共同参画推進条例がめざすこと

本市においては、2006年（平成18年）に「檀原市男女共同参画推進条例」を制定しました。その中では、6つの基本理念を掲げて、男女共同参画社会の実現をめざして取組を進めることを規定しています。

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣行への配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。

（3）方針の立案・決定の場への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

（4）家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。

（5）男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

（6）国際社会における取組を考慮した推進

国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。



3 檀原市の男女共同参画に関する現状

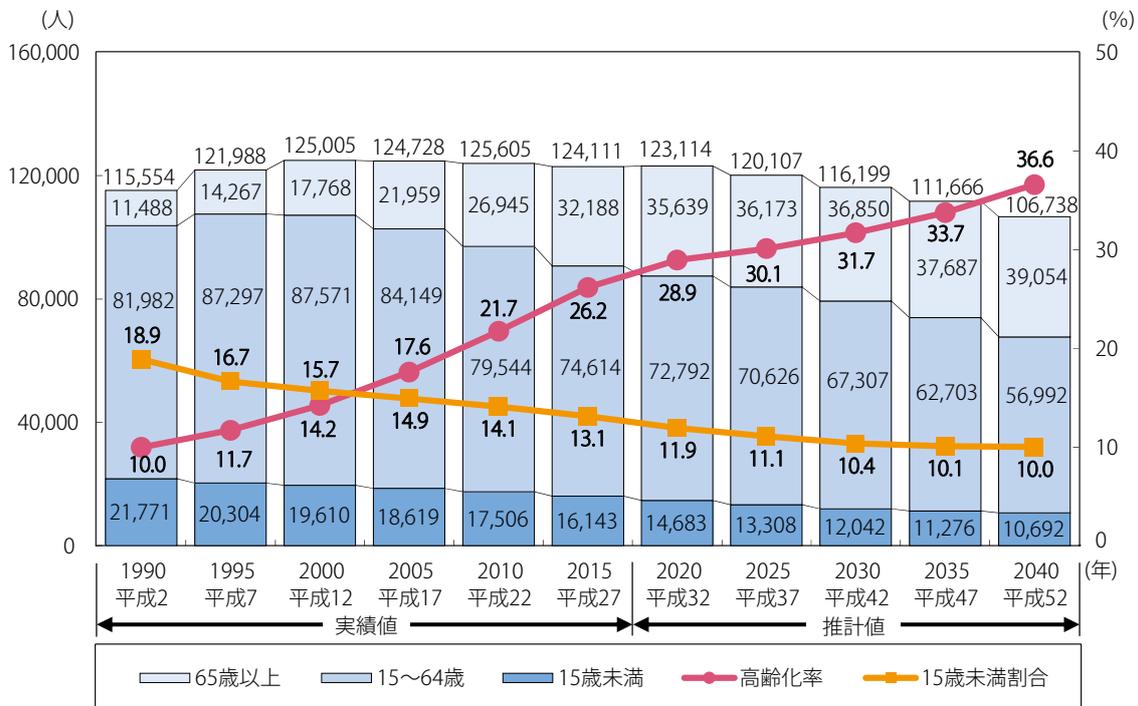
(1) 人口減少と少子高齢化の進行

我が国では高齢化の進展に伴い、前期高齢者(65歳～74歳)の要介護認定率が5%程度であるのに対して後期高齢者(75歳以上)では30%を超えることから、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年(平成37年)以降、社会保障費用が急激に増加することが懸念されています。国では、人口減少と少子高齢化の進む中、社会の持続的成長を維持するために、性別や年齢、障がい等の有無にかかわらず、誰もが社会で活躍でき、生きがいを感じられる「一億総活躍社会」の実現をめざしています。

本市の人口推計をみると、人口減少が急速に進むと同時に、高齢化率は2015年(平成27年)で26.2%であったものが、2025年(平成37年)には30.1%と予測されています。また、少子高齢化の進行によって、生産年齢人口(15～64歳)は減少します。

本市が今後も活力あるまちをめざすためには、性別や年齢等を越えて、一人ひとりの個性と能力を発揮できる「男女共同参画」のまちづくりを進めることが重要です。

図表1 年齢3区分別人口と高齢化の推移(推計含む)(檀原市)



注1) 実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。

2) 高齢化率・15歳未満割合は、総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出している。

資料：総務省「国勢調査」(平成2年～27年)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」(平成32年～52年)

（2）家族形態の多様化、意識の変化

世帯構成をみると、これまで多数を占めていた「夫婦と子どもからなる世帯」が減少し、「単独世帯」（ひとり暮らし）や「夫婦のみの世帯」が増加、「女親と子どもからなる世帯」（母子世帯）が微増しています。家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化が進んでいます。

図表2 世帯類型別割合と一世帯当たりの人数の推移（橿原市）

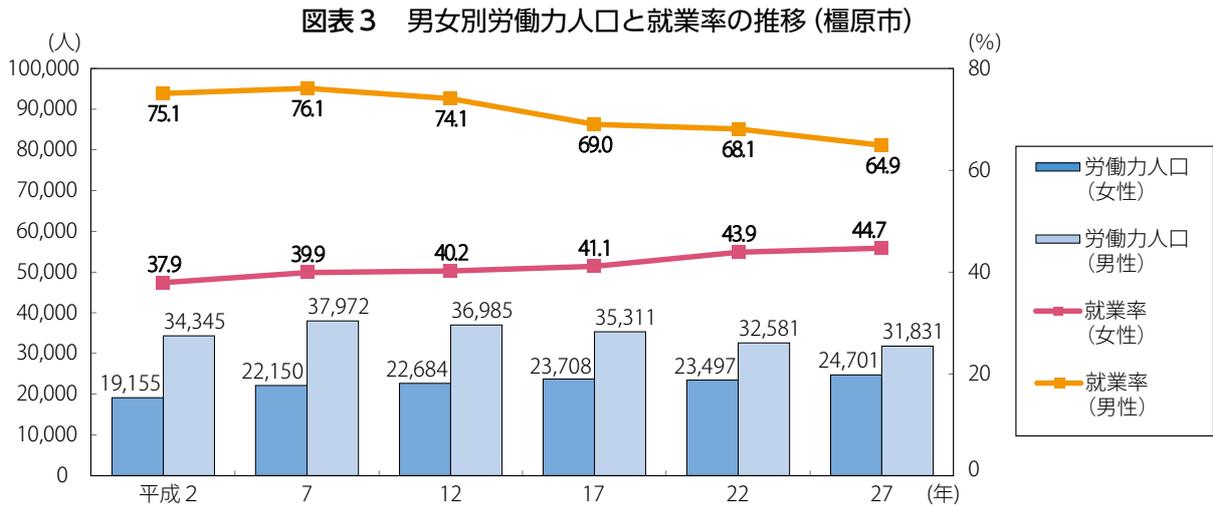


資料：総務省「国勢調査」



(3) 雇用の状況と賃金格差

非正規雇用は雇用不安の問題であると同時に、高齢期の経済力に影響を与え、男女共同参画施策として解決すべき課題です。

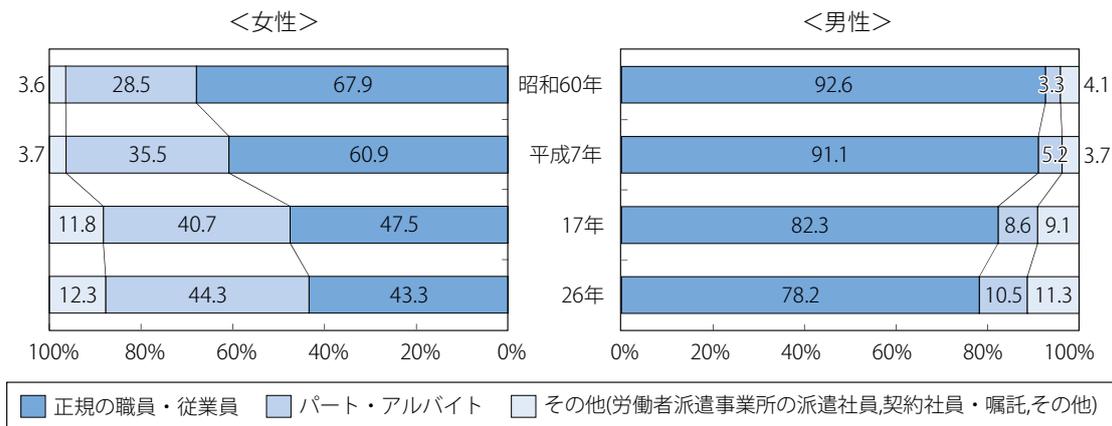


注) 就業率とは、15歳以上の人口の中で、実際に働いている人の割合。
労働力人口とは、就業者のみならず、完全失業者や休業者等も含む。

資料：総務省「国勢調査」

本市の2015年(平成27年)の就業率は女性44.7%・男性64.9%です。男性の就業率が年々低下している一方で、女性の場合は、微増しています。

図表4 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移 (全国)

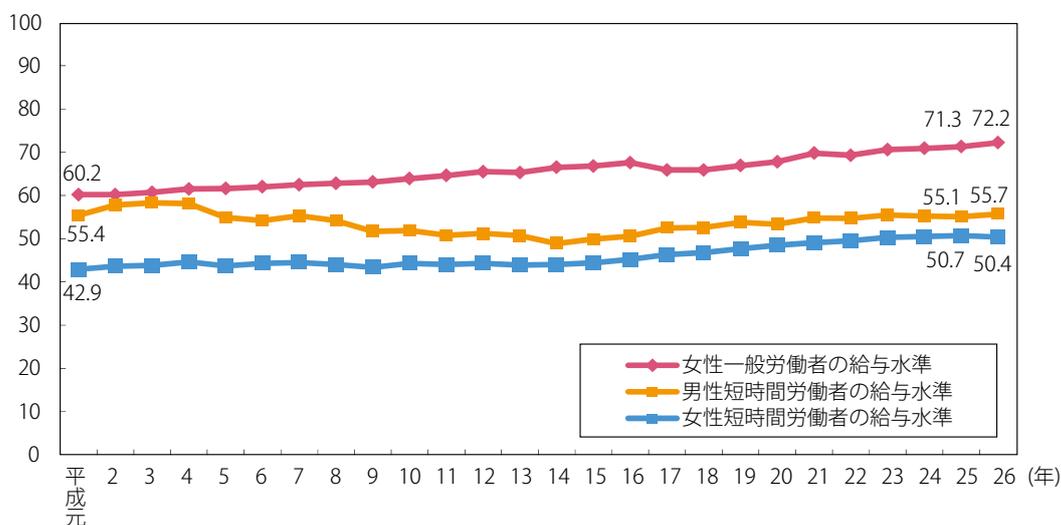


注) 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成27年版

女性の就労についての課題の一つは非正規雇用の多さで、2014年(平成26年)では56.6%です。また、女性ばかりでなく、男性の非正規雇用者も増加しており、同年では21.8%となっています。

図表5 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移
(男性一般労働者の給与水準を100とした場合)(全国)



注1) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

- 2) 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。
- 3) 「正社員・正職員」とは、一般労働者のうち事業所で正社員、正職員とする者をいう。
- 4) 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。
- 5) 男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成27年版

男女間の給与をみると、一般労働者の場合は男女の格差が年々縮まっているとはいえ、2014年(平成26年)では、男性を100とした場合、女性は72.2にとどまっています。短時間労働者の場合は、男性55.7、女性50.4と一般労働者との差が大きくなっています。



4 「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」の検証

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

検証指標	計画策定時 (平成24年度)	現在値 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成29年度)
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性 63.7% 男性 70.2% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より/「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	女性 67.2% 男性 68.9% (平成28年11月実施の市民意識調査結果より/「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	100% ★目標値は、「第3次男女共同参画基本計画」の目標値を参考にしています。
男女の地位の平等感 「社会全体で」平等であると答える人の割合	女性 6.4% 男性 17.2% (平成24年市民意識調査)	女性 7.1% 男性 14.0% (平成28年市民意識調査)	50.0%
市民や事業所、地域に対して男女共同参画に関する啓発の回数	—	1回以上/年	3回以上/年
男女共同参画広場で開催する講座回数並びに参加人数	40回/年、743人 (平成25年2月末現在)	34回/年、302人	40回/年、800人

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり

検証指標	計画策定時 (平成24年度)	現在値 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成29年度)
審議会等における女性の登用率	20.7%	23.4%	30.0%
女性のいない審議会等の割合	15.0%	19.7%	0%(解消)
市職員の管理職に占める女性の割合	22.5%	24.2%	30.0%
	【教職員を除く】 17.2%	【教職員を除く】 20.3%	18.0%
校長・教頭職への女性の占める割合	6.7%	17.8%	継続的に増加
自治会の委員に占める女性委員の割合	8.5%	13.0%	9.5%
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)」という言葉の認知度	女性 38.5% 男性 49.6% (平成24年8月実施の市民意識調査結果より/「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	女性 51.2% 男性 56.8% (平成28年11月実施の市民意識調査結果より/「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	100%

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくり

検証指標	計画策定時 (平成24年度)	現在値 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成29年度)
市男性職員の 育児休業取得率	4.0% (平成25年2月末現在)	30.8%	5.0% ★目標値は、「橿原市特定事業 主行動計画」の目標値。
放課後児童健全育成事業の 実施箇所数	18箇所(全校区)	27箇所(全校区)	20箇所(全校区)
一時預かり事業の 実施箇所数	5箇所	6箇所	維持
病児・病後児保育事業の 実施箇所数	施設型1箇所	施設型1箇所	維持
ファミリーサポートセンタ ー事業の実施数	登録会員数 273名 活動件数 539件	登録会員数 343名 活動件数 619件	登録会員数 380名 活動件数 1,270件

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

検証指標	計画策定時 (平成24年度)	現在値 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成29年度)
子宮頸がん検診の受診率	22.3% (平成25年2月末現在)	22.5% (平成28年度)	31.8% ★目標値は、「健康かしはら21 (第2次)計画」34年度の目標値。
乳がん検診の受診率	20.3% (平成25年2月末現在)	21.6% (平成28年度)	30.4% ★目標値は、「健康かしはら21 (第2次)計画」34年度の目標値。
子どもや若者に向けた 性感染症や望まない妊娠の 回避、喫煙防止、薬物依存等 に関する啓発回数	各小中学校1回/年	6校 1回/年 2校 2回/年	各小中学校3回/年
女性に対する暴力防止の 啓発回数	0回/年	4回/年	3回/年
「DV*」という言葉の 認知度	女性 88.0% 男性 87.4% (平成24年8月実施の市民意 識調査結果より/「よく知っ ている」「少しは中身を知っ ている」「言葉は聞いたことが ある」の合計)	女性 90.5% 男性 88.6% (平成28年11月実施の市民意 識調査結果より/「よく知っ ている」「少しは中身を知っ ている」「言葉は聞いたことが ある」の合計)	100% ★目標値は、「第3次男女共同 参画基本計画」の目標値を参 考にしています。

(1) 計画の目的と基本理念

この計画は、これまで固定的な性別役割分担意識のもとで十分に発揮できていなかった社会における女性の活躍を推進し、男女が職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野に対等に参画することで、ともに喜びも責任も分かち合い、また、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を発揮できる心豊かなまちを実現し、次世代へとつなげていくことを目的とします。

本計画のめざす姿は、

人権の尊重と男女共同参画社会の実現

基本理念には、「檀原市男女共同参画推進条例」の6つの基本理念を踏襲して掲げ、市、市民、事業者、教育関係者がともに男女共同参画のまちづくりに取り組む指針とします。

- | | |
|------------------|--|
| 基
本
理
念 | (1) 男女の人権の尊重
(2) 社会における制度又は慣行への配慮
(3) 方針の立案・決定の場への共同参画
(4) 家庭生活における活動と他の活動との両立
(5) 男女の生涯にわたる健康の確保
(6) 国際社会における取組を考慮した推進 |
|------------------|--|

(2) 計画の構成

檀原市男女共同参画行動計画(第3次)は、「計画の策定にあたって」(第1章)、「計画の概要」(第2章)、「計画の内容」(第3章)、「推進体制の整備・強化」(第4章)で構成しています。

第3章の「計画の内容」では、男女平等・男女共同参画を推進する4つの基本目標を掲げ、その目標を達成するための「施策の方向」、それに基づく「具体的施策」について記述しています。さらに、本計画を実効性のあるものとするために、基本目標ごとに「数値目標」を設定しています。

(3) 計画の位置づけ

1. この計画は、条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。また、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。
2. この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）」を踏まえつつ、橿原市の特性を反映したものです。
3. この計画は、「橿原市第3次総合計画」の部門別計画の一つで、「橿原市子ども・子育て支援事業計画」「橿原市地域福祉推進計画」「橿原市障がい者福祉基本計画」「橿原市老人福祉計画及び介護保険事業計画」「橿原市特定事業主行動計画」「橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の橿原市の計画とも整合性を図り、男女共同参画を推進するために、総合的かつ計画的に施策を実施するという視点からまとめています。
4. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（2015年（平成27年））では、第6条第2項において、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）を定めるよう努めるものとする」としています。この規定に基づき、「橿原市男女共同参画行動計画（第3次）」における次の具体的施策を女性活躍推進計画と位置づけます。
 - 具体的施策(3)-2 市役所における政策・方針決定過程への女性の積極的登用
 - 具体的施策(3)-3 事業所等における政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - 具体的施策(5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援
 - 具体的施策(5)-2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進
 - 具体的施策(5)-3 若者の自立支援
 - 具体的施策(6)-1 職場における男女共同参画の取組の促進
 - 具体的施策(6)-2 ワーク・ライフ・バランスの推進
 - 具体的施策(6)-3 仕事と子育て・介護等両立支援の充実

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）】

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要になっていることに鑑み、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度(平成39年度)までの10か年とします。ただし、男女共同参画に関する社会情勢の変化や本計画の進捗状況を考慮し、適切な施策の推進を図るため、5年後をめどに計画の見直しを行います。

(5) 意見の収集

計画策定にあたり、以下に掲げる方法等により、幅広い意見の聴取に努めました。

1. 男女共同参画に関するアンケート調査の実施

- ①「市民意識調査」：18歳以上の男女市民3,000人を対象に、男女共同参画に関する市民の意識や実態、男女共同参画施策への関心等を把握するため、2016年(平成28年)11月に実施。
- ②「事業所調査」：市内事業所500社を対象に、事業所における働き続けやすい職場づくり、女性の活躍推進に関する実情を把握するため、同年11～12月に実施。
- ③「女性従業員調査」：市内事業所125社で働く女性従業員を対象に、職場や仕事、男女の役割についての考え方を把握するため、同年11～12月に実施。
- ④デートDV防止学校出前講座を受講した高校2年生約740人を対象に、男女共同参画に関する意識やデートDV*についての実態を把握するため、同年11月及び翌年2月に実施。

2. 檀原市男女共同参画審議会の開催

学識経験者、各種団体、市民代表者の委員から構成された檀原市男女共同参画審議会を開催し、専門的かつ幅広い意見を反映しています。

3. 市民意見の聴取

- ①市民の多様な意見を反映させるために第3次計画に対するパブリックコメントを募集し、第3次計画に反映しています。
- ②男女共同参画推進団体、市民公募等によるワークショップを開催し、男女共同参画に関する課題について話し合い、第3次計画の基礎資料としています。

1 基本目標

本計画は、以下に掲げる4つの基本目標に基づいて各施策を推進します。

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり
- 基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり
- 基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進
- 基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

【重点項目及び重点施策の設定】

本計画においては、特に緊要かつ重要な視点として以下の2つの【重点項目】を位置づけます。そして、その達成のために具体的に取り組む施策として【重点施策】を設定し、確実な取組を行っていきます。(重点施策は、「2 計画の施策体系」を参照(P14、15)。)

重点項目1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

人口の半分を占めている女性の視点を取り入れることは、ダイバーシティ*の観点からも重要であることを共有し、市の重要な政策や方針を決定する審議会等、市の管理職、市内事業所の管理職、地域での活動団体等において、女性が政策・方針決定過程に参画できるよう取組を進めます。



「基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり」
(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進を重点項目とします。

重点項目2 女性の活躍促進とワーク・ライフ・バランスの実現

女性が活躍するためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要です。そして、ワーク・ライフ・バランス実現の取組は、男性が仕事以外の生活を充実させることでもあります。

市内事業所に対して、長時間労働を前提としない働き方等により、様々な立場の労働者が働きやすい職場を実現することが生産性の向上につながることを啓発し、ワーク・ライフ・バランス、女性活躍の促進を図ります。



「基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進」
(6) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保と仕事と生活の調和の実現を重点項目とします。



2 計画の施策体系



具体的施策

- (1)-1 男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させるための広報・啓発活動の充実
- (1)-2 男女共同参画の視点での相談の充実
- (1)-3 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供
- (1)-4 市職員の男女共同参画意識の向上

重点施策

- (2)-1 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進
- (2)-2 多様な選択を可能にする学習機会の提供
- (2)-3 男性のエンパワメント*支援

重点施策

- (3)-1 市審議会等への女性の参画促進
- (3)-2 市役所における政策・方針決定過程への女性の積極的登用 **女性活躍推進計画**
- (3)-3 事業所等における政策・方針決定過程への女性の参画促進 **女性活躍推進計画**

重点施策

重点施策

- (4)-1 地域活動における男女共同参画の推進
- (4)-2 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進
- (4)-3 防災における男女共同参画の推進
- (4)-4 女性の地域活動・市民活動等での活躍促進

重点施策

- (5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援 **女性活躍推進計画**
- (5)-2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進 **女性活躍推進計画**
- (5)-3 若者の自立支援 **女性活躍推進計画**

重点施策

- (6)-1 職場における男女共同参画の取組の促進 **女性活躍推進計画**
- (6)-2 ワーク・ライフ・バランスの推進 **女性活躍推進計画**
- (6)-3 仕事と子育て・介護等両立支援の充実 **女性活躍推進計画**

重点施策

- (7)-1 身体とこころの健康に関する学習機会と情報の提供
- (7)-2 生涯を通じての心身の健康づくり支援

- (8)-1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進
- (8)-2 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実
- (8)-3 相談窓口の充実・連携
- (8)-4 女性や子どもにとって安全な環境づくり
- (8)-5 セクシュアル・ハラスメント*等の防止対策の強化

重点施策

- (9)-1 高齢者、障がい者、在住外国人であること等により困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援
- (9)-2 ひとり親家庭への支援

重点施策



3 施策の方向・具体的施策・主な事業

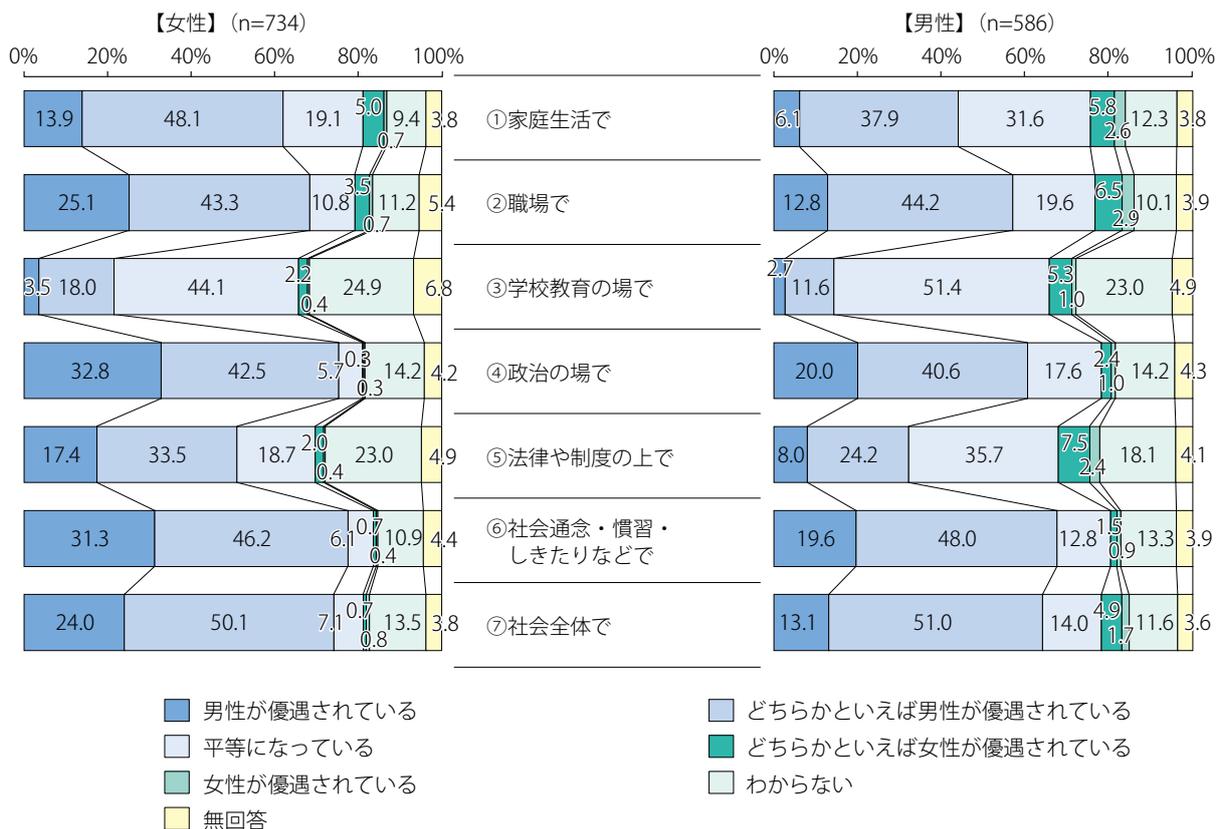
基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

施策の方向(1) 男女平等意識の浸透

【現状】

本市では、男女平等や男女共同参画の考え方を浸透させるために様々な取組を進めてきましたが、2016年(平成28年)に実施した「市民意識調査」(以下、「平成28年度市民意識調査」という。)では、いまだ男女で役割や責任を固定的に分担するのが当然と考える意識(=固定的な性別役割分担意識)が根強く、多くの課題が残されていることがわかりました。

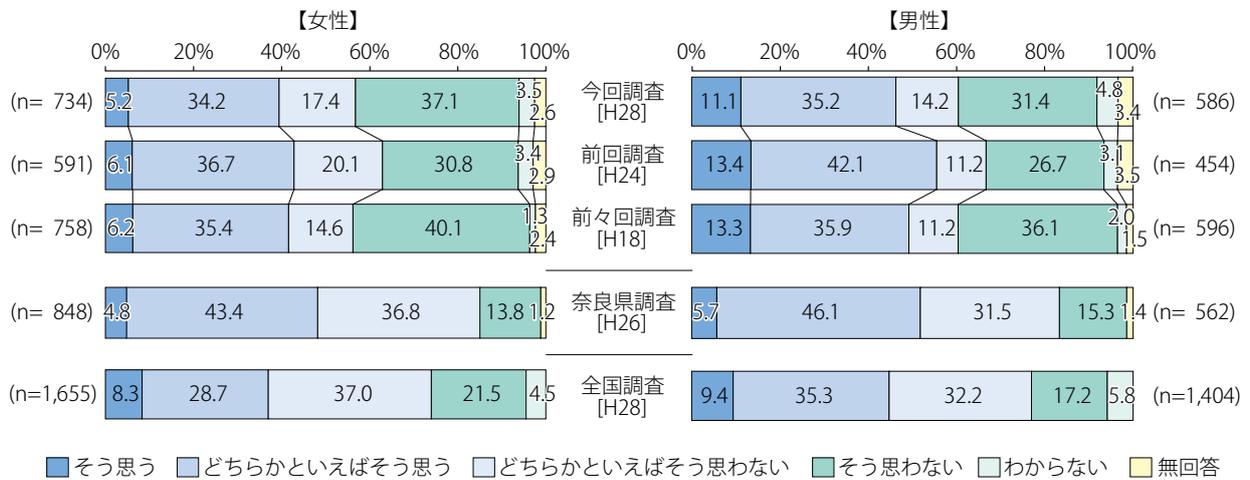
図表6 男女の地位の平等感



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい樺原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

様々な分野における男女平等感をたずねた設問では、「学校教育の場で」(男女ともに)と「法律や制度の上で」(男性のみ)で「平等になっている」が上回っているものの、その他の場では、『男性優遇』(「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計)の割合が総じて高く、その割合は男性より女性の方が高くなっています。

図表7 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識

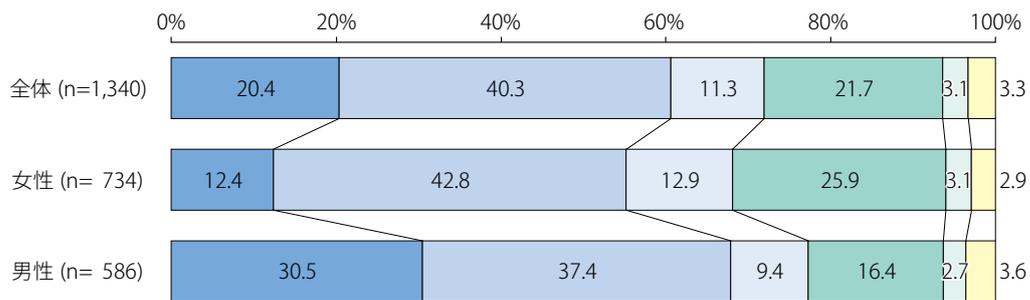


注) 奈良県調査、全国調査の選択肢は「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」「反対」「わからない」

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成24年度・平成28年度)
「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」(平成18年度)

今回調査(平成28年)では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といういわゆる性別役割分担意識について、『賛成派』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)の割合は、女性39.4%に対して男性は46.3%と高くなっており、前回調査(平成24年)よりも『賛成派』が女性で3.4ポイント、男性では9.2ポイント低くなっています。

図表8 「家族を養い守るのは男の責任である」という考え方に対する意識



■ そう思う □ どちらかといえばそう思う □ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない □ わからない □ 無回答

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

「家族を養い守るのは男の責任である」という考え方に「そう思う」という割合は、女性の12.4%に対して、男性は30.5%で、男性の方が高くなっています。



【課題】

固定的な性別役割分担意識のために、無意識のうちに自分の可能性を制限している場合があります。本市の場合、女性よりも男性の方が固定的な性別役割分担意識が強く、「男らしさ」の規範によって男性の生き方を狭める一因になっていると考えられます。「男だから」「女だから」といった性別による役割分担意識や、性差に関する偏見を解消し、市民一人ひとりの多様性を認め合い、男女平等感を形成するための地道な広報・啓発活動の積み重ねが求められています。

【具体的施策と主な事業】

(1)-1 男女平等・男女共同参画の考え方を浸透させるための広報・啓発活動の充実

男女平等意識や男女共同参画社会の形成の意義、そのために市民として果たす役割等について、子どもから高齢者に至るまでの幅広い層の市民一人ひとりに届くよう、効果的で親しみやすく、わかりやすい広報・啓発活動を行います。

特に、男性や若者、子育て世代に向けた広報・啓発活動に取り組みます。

No	主な事業	事業内容	担当課
1	多様な媒体を活用した 広報・啓発	「男女共同参画週間」「男女雇用機会均等月間」「人権週間」等、様々な機会をとらえて広報・啓発活動を強化することはもとより、男女共同参画広場情報誌やブログ、市ホームページ等を通して、より一層広く、事業内容等の周知を図ります。	人権政策課
		次代を担う子どもたち、男性、事業所に向けて、男女平等・男女共同参画についての理解を深めることができるよう、効果的な広報・啓発を充実します。	人権政策課 社会教育課
		固定的な性別役割分担意識に基づく表現等を職員研修や表現ガイドラインを通してなくすように推進します。	広報広聴課 人権政策課
2	男女共同参画に関する講演会や研修会の開催	地区別懇談会やかしはら出前講座等の機会を活用し、地域や事業所に対して男女平等や男女共同参画に関する正しい情報を提供します。	人権政策課 人権教育課
3	市民との協働でつくる男女共同参画事業の推進	男女共同参画の考え方を浸透させるために市民及び市民活動団体等との協働による事業を推進します。	人権政策課

市民 意見交換会 より

「男女共同参画」という言葉がわかりにくいのでは・・・？

「男女共同参画」という言葉を、もっとわかりやすく言い換えて、理解を促していく必要があると思います。

(1)-2 男女共同参画の視点での相談の充実

あらゆる相談窓口の対応については、性別による差別や人権侵害について敏感な視点を持ってあたります。そのために、相談員の資質の向上を図ります。また、市民の相談をたらい回しにすることなく的確に答えられるよう、相談窓口の周知・役割分担・連携を強化します。

No	主な事業	事業内容	担当課
4	様々な相談窓口の充実	各相談窓口の役割を明確化し、利用しやすいように周知を図ります。	関係各課
		複合的な問題に適切に応えることができるよう、必要に応じて相談窓口の連携を図るしくみづくりをします。	関係各課
		相談者の気持ちを尊重しながら、相談者が持っている力を引き出し問題解決に向かえる相談ができるよう、様々な相談窓口担当者に向けた男女共同参画の視点に立った研修を充実します。	人権政策課

(1)-3 男女共同参画推進にかかる現状分析と情報の収集と提供

男女平等・男女共同参画施策を効果的に進めるために、継続的に調査・研究や情報収集・分析を行い、市民等にわかりやすい情報提供をします。また、庁内で実施する調査・研究や情報収集にあたっては、男女間の違いや格差の実態を把握し、施策に活かせるよう、できうるかぎり性別ごとのデータの表示・公開をします。

No	主な事業	事業内容	担当課
5	男女共同参画に関する調査の実施	男女共同参画施策を進めるための基礎資料となるよう、男女共同参画に関する意識や実態、取組状況等について継続的に調査・分析を行います。	関係各課
6	性別ごとのデータの収集・提供	男女間の格差や不平等の実態を把握し、その解消を図るとともに、施策に役立てるため、性別ごとのデータを収集・提供します。	人権政策課
7	男女共同参画に関わる資料等の充実	男女共同参画広場や図書館等が連携し、男女共同参画に関する各種図書や児童図書、資料、DVD等を収集するとともに、資料展示等を実施し、それを広く市民に伝えるよう努めます。	文化振興課 (図書館) 人権政策課



(1)-4 市職員の男女共同参画意識の向上 **重点施策**

施策に男女共同参画の視点を浸透させるためには、施策・事業を企画・運営する職員が男女平等・男女共同参画についての認識が十分であることが重要です。本市では、平成29年度に檀原市人材育成基本方針の見直しを行い、職員の個性を尊重した職場全体で職員を育てる風土づくりを進めています。

市役所が率先して男女平等・男女共同参画を推進し、市内事業所の規範となる男女共同参画の職場づくりを行っていきます。そのために、庁内の男女共同参画推進委員会の活性化を図るとともに、様々な機会を活用して男女平等・男女共同参画に関する広報・啓発活動、研修機会を提供します。また、様々な市民のニーズに応えるためには、多様な視点や発想で市民にサービスを提供することが重要であるため、性別に関わりなく働きやすい職場づくりを進めます。

No	主な事業	事業内容	担当課
8	「檀原市人材育成基本方針」の推進	「檀原市人材育成基本方針」に基づき、男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと働くことができる職場づくりを推進します。	人事課
9	男女共同参画に関する研修等の充実	市職員・教職員が男女共同参画の視点に配慮した施策の推進を図れるよう、研修や啓発、情報提供を充実します。	人事課 人権政策課 人権教育課

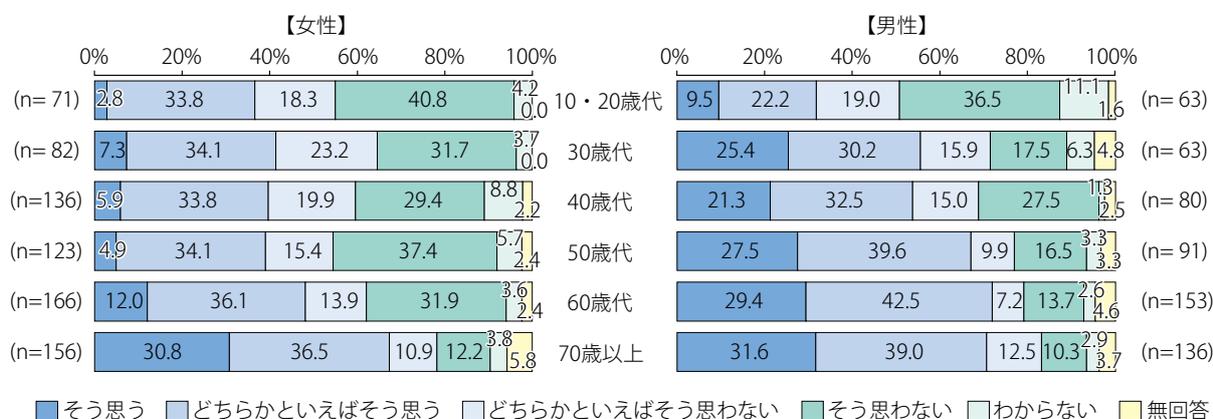


施策の方向(2) 男女共同参画を進めるための教育・学習の推進

【現状】

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があります。その基礎となるのが教育・学習であり、「平成28年度市民意識調査」等からは、以下のような課題や学校教育に対する希望が明らかになりました。

図表9 年代別 「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくつけたほうがよい」という考え方に対する意識



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

子育て世代(30~50歳代)の男性の50%以上が、「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくつけたほうがよい」という考え方に『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)と答え、女性においても40%前後と高くなっています。

図表12 小中学校での男女平等への取組の中で重要なこと

(%)	回答者数(n)	小学校の低学年から「性」は人間の尊厳に関わるものであることを教える	性的マイノリティに対する配慮をする*	校長や教頭に女性を増やしていく	保護者会等を通じて保護者に男女共同参画の啓発をする	進路指導は、個人の能力、個性、希望を大事にする	家庭科教育等において、男女が平等に家庭の責任を果たすことの大切さを教える	こなす力をつける教育を進める	報道のみにせず、読み解いて使いこなす力をつける教育を進める	男女平等の意識を育てる授業をする	教職員に、男女平等教育に関する研修を充実する	テレビやインターネット等からの情報をうのみにせず、読み解いて使いこなす力をつける教育を進める	家庭科教育等において、男女が平等に家庭の責任を果たすことの大切さを教える	進路指導は、個人の能力、個性、希望を大事にする	自分の心と身体は大切なものであり、いじめや虐待に対して「ノー」を言う、誰かに相談する等、小学校の低学年から自分を守る力を育む								
女性	734	69.5	62.4	54.4	45.4	41.3	29.0	26.6	21.3	18.7	13.4	女性	734	69.5	62.4	54.4	45.4	41.3	29.0	26.6	21.3	18.7	13.4
男性	586	61.1	53.4	41.0	41.8	42.3	31.4	19.3	16.6	16.6	13.8	男性	586	61.1	53.4	41.0	41.8	42.3	31.4	19.3	16.6	16.6	13.8

※ 「その他」「特になし」「無回答」は省略

資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

小中学校での男女平等への取組の中で重要なこととしては、「小学校の低学年から自分を守る力を育む」「進路指導は、個人の能力、個性、希望を大事にする」の割合が男女ともに高くなっています。

【課題】

(家庭教育・学校教育)

家庭での家族の関係性や、固定的な性別役割分担意識をよしとする大人の考え方が、子どもたちに与える影響が大きいことを踏まえ、男女平等を推進する家庭教育の充実が求められます。

学校教育では、学校生活全体を通して人権尊重を基盤にした男女平等感を養うとともに、社会状況の激しい変化の中で様々な課題に対応できる「生きる力」を身につけられるよう、生涯を見通した総合的なキャリア教育*を推進していくことが重要です。

(生涯学習)

世界有数の長寿国に生きる私たちには、人生100年時代を想定した新たな生活設計が問われるようになってきました。

男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、幼少期、青少年期、成人期、高齢期のそれぞれの段階において、ライフスタイルに応じたきめ細やかな生涯学習事業を実施することが求められています。

特に、男性に対しては、仕事重視の生活からワーク・ライフ・バランスのとれた生活に移行できるよう、ワーク・ライフ・バランス施策の推進とともに、仕事以外の生活を充実させられるよう、学習機会の提供等の支援を行う必要があります。



【具体的施策と主な事業】

(2)-1 学校・地域・家庭における男女平等や自立・職業意識を育む教育の推進

檀原市教育大綱のもと、学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等教育、将来を見通した自己形成をするためのキャリア教育を推進します。

子どもたちにとって初めての社会である家庭が、男女平等・男女共同参画の実践の場となるよう、子どもたちや若者、子育て中の市民に対して、家庭での仕事を家族で協力して行うことや、コミュニケーションをとることの大切さについて啓発・学習する機会を提供します。

No	主な事業	事業内容	担当課
10	「檀原市人権教育の推進 についての基本方針」 （「人権教育推進計画」 の作成）に基づく男女 平等教育の推進	檀原市人権教育研究推進指定校・園をモデルとして、男女平等教育を推進します。	人権教育課
		檀原市人権教育講師団を活用し、男女平等・人権尊重の浸透を図ります。	人権教育課
		各学校・園での年度ごとの男女平等教育に関する取組状況を把握し、各校・園の実情を踏まえつつ、男女平等についての取組を充実します。	人権教育課
		自尊感情を育むと同時に、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心を育みます。	学校教育課 人権教育課
11	教職員等の研修の充実	生活指導、進路指導、教育相談等において、男女平等の視点に立った相談ができるよう、研修を充実します。	学校教育課
12	性別にとらわれない キャリア教育の実施	子どもたちが、社会人・職業人として自立していけるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課 社会教育課
		男女共同参画広場等の事業や活動を通して、市民活動団体と連携したキャリア教育を実施します。	人権政策課
13	家庭での男女平等・ 男女共同参画を実現 するための家庭教育の 推進	性別にとらわれない子育ての必要性について家庭教育学級等に働きかけ、家庭教育における男女平等・男女共同参画を学ぶための情報を提供します。	人権政策課 社会教育課
14	貧困の連鎖を断ち切る 等、親子が安心して 生活できる環境づくり、 子ども・若者の 社会参加・自立支援	家庭の状況にかかわらず、子どもが基本的な生活習慣や自尊心・自立心等を身につけることができるよう、家庭における教育・学習に対する支援を行います。	福祉総務課 こども未来課 学校教育課 人権教育課

(2)-2 多様な選択を可能にする学習機会の提供

「人生100年時代」を主体的にデザインできるように、人生のどの時期においても、女性と男性が性別に関わりなく、いつでも、どこでも、学ぶ機会が得られるよう、様々な場で多様な学習機会の提供を推進します。

No	主な事業	事業内容	担当課
15	生涯学習に関する情報提供と学習機会の提供	人生のどの段階においても、社会・経済・雇用等の基本的なしくみや労働者としての権利や義務、消費生活に関わる課題について、男女を問わず生活者として必要となる技術や知識等を習得することのできる生涯学習を提供します。	生活交通課 人権政策課 社会教育課
		様々な学習機会にだれもが参加しやすいように、一時保育の実施や開催日時・場所等の工夫をします。	人権政策課

(2)-3 男性のエンパワメント支援 **重点施策**

ワーク・ライフ・バランスを図るための整備とともに、男性自身が、男性ゆえの過度の負担感を軽減し、仕事と生活のバランスのとれた充実した人生を送ることができるよう、学習機会や交流の場等の提供を充実します。

No	主な事業	事業内容	担当課
16	男性の意識改革の推進	商工会議所等と連携し、男性や事業主に対して育児や介護に関する情報提供を行います。	人事課 産業振興課 人権政策課
17	男性の家庭生活、地域活動等への参画の促進	あらゆる層に向けて、男女共同参画広場での講座、事業所等への出前講座を通じて家庭生活や地域活動等への参加・参画を呼びかけます。	人権政策課
18	男性のネットワーク支援	若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します。	人権政策課 社会教育課



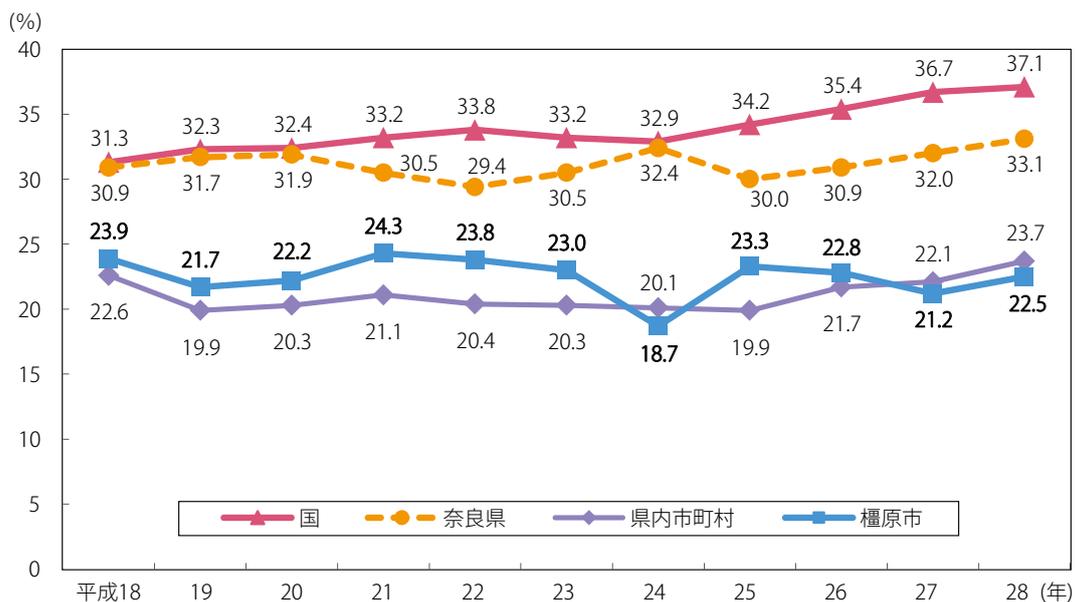
基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

施策の方向(3) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 **重点項目**

【現状】

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会等多くの分野の活動を担っていますが、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は低い状況です。

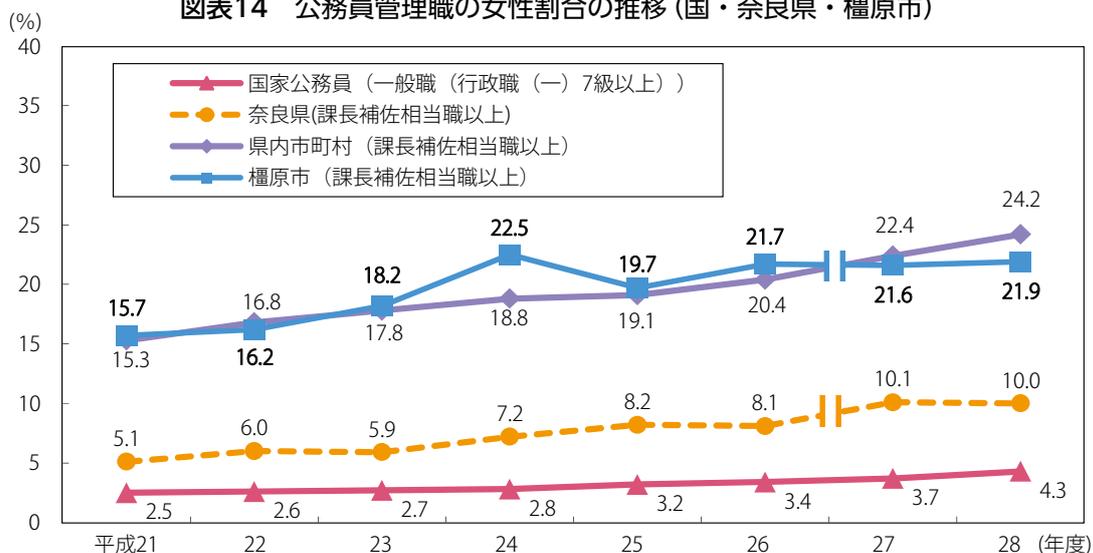
図表13 審議会等における女性委員割合の推移(国・奈良県・橿原市)



資料：橿原市・奈良県・奈良県内市町村は奈良県「奈良県の男女共同参画」(平成28年度)、
国は内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

本市においては、審議会等の委員における女性の割合は2016年(平成28年)4月で22.5%と、「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」の目標数値である30.0%に達していません。学術分野、専門職、地域の長等に女性がいないことや、女性の参画しにくい審議会等の設置に基づく条例等のあり方が、女性の参画を遅らせている要因と考えられます。

図表14 公務員管理職の女性割合の推移(国・奈良県・橿原市)



注) 平成26年度以前の県内市町村は、教職員除く・奈良県女性支援課調べ。平成26年度以前の奈良県は、教職員、医療関係職及び派遣・出向を除く・奈良県女性支援課調べ。平成27年度以降の奈良県と県内市町村は、教職員除く(内閣府調査)。

資料：橿原市(平成21～27年)・奈良県・奈良県内市町村は奈良県「奈良県の男女共同参画」、国は内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、橿原市(平成28年)は「H28橿原市女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表」

2016年度(平成28年度)における市の管理職(教職員含む)に占める女性の割合は、21.9%であり、30.0%の目標に達していません。

図表15 自治会等の意思決定過程への女性の参画率の推移(橿原市)

団体名		平成24年	25年	26年	27年	28年
地区自治委員会	総数(人)	11	11	11	11	11
	女性(人)	2	2	2	2	1
	女性の参画率(%)	18.2%	18.2%	18.2%	18.2%	9.1%
小学校のPTA会長	総数(人)	16	16	16	16	16
	女性(人)	11	11	9	10	9
	女性の参画率(%)	68.8%	68.8%	56.3%	62.5%	56.3%
中学校のPTA会長	総数(人)	6	6	6	6	6
	女性(人)	3	1	2	1	3
	女性の参画率(%)	50.0%	16.7%	33.3%	16.7%	50.0%
子ども会連合会代表	総数(人)	13	10	10	10	9
	女性(人)	13	10	10	10	9
	女性の参画率(%)	100%	100%	100%	100%	100%
老人会代表	総数(人)	72	68	58	54	54
	女性(人)	5	4	5	5	6
	女性の参画率(%)	6.9%	5.9%	8.6%	9.3%	11.1%
市民活動交流広場登録団体代表	総数(人)	155	156	172	167	174
	女性(人)	70	75	85	82	82
	女性の参画率(%)	45.2%	48.1%	49.4%	49.1%	47.1%

資料：地域包括支援課(老人会代表…各年度4月1日現在)、社会教育課(小中学校PTA会長…各年度5月末現在)(子ども会連合会代表…各年度4月末現在)、市民協働課(地区自治委員会、市民活動交流広場登録団体代表…各年度3月末現在)

地域の各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画も低調です。



【課題】

今後、将来にわたり、本市が活力ある社会を創造していくためには、ダイバーシティの考え方に基づいて、多様な人材による新たな発想を取り入れていくことが求められています。

【国の動き】

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位*に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標(2003年(平成15年)6月20日男女共同参画推進本部決定)を設定し、その目標達成のための方策として、様々な実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*の推進を掲げています。

また、2015年(平成27年)8月に女性の活躍を成長戦略の中核と位置づけ、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を制定しました。

【具体的施策と主な事業】

(3)-1 市審議会等への女性の参画促進 **重点施策**

審議会等は、学識経験者や市民等が市の取組について審議、調査等を行う機関として重要です。その場に女性が参画することは、市民の半分を占める女性の意見が反映されることであるという認識のもと、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)として、女性委員の参画率30%達成や女性委員のいない審議会等をなくす取組を強化します。

また、様々な分野で活躍している女性の人材情報の収集・提供を行い、審議会等への登用を図ります。

No	主な事業	事業内容	担当課
19	檀原市審議会・行政委員会への女性の登用促進	「檀原市執行機関の附属機関に関する条例」「檀原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に基づき、女性の参画推進を図ります。	全課
20	男女共同参画の視点に立ったグループや女性リーダーの育成	女性リーダーの発掘や、男女共同参画に関する講座の開催を通じて女性リーダーの育成を推進し、審議会等への登用を推進します。	人権政策課
		講座やイベントの企画・運営等の実践的な活動を通じて、女性のエンパワメントの支援をします。	人権政策課

(3)-2 市役所における政策・方針決定過程への女性の積極的登用

重点施策 女性活躍推進計画

「橿原市女性職員活躍推進アクションプラン」「橿原市人材育成基本方針」にのっとり、目標値を設定しての女性の管理職率の向上、人事制度の充実、職場環境の整備等を進め、男女がともに能力と個性を発揮しながら、同等の職務を担えるよう、地域に合った行政運営を効果的かつ効率的に実施できる人材を育成していきます。

No	主な事業	事業内容	担当課
21	橿原市女性職員活躍推進アクションプランの推進	女性管理職員による相談体制の構築やマネジメント能力の向上を目的とした研修を実施することにより、女性の管理職への昇格試験受験割合を向上するように努めます。	人事課
		校長会等を通して女性の管理職昇格試験の受験を奨励し、受験割合の向上に努めます。	学校教育課
		女性職員の職域・職務拡大や管理監督職への登用について、理解が進むよう職員の意識の醸成を図ります。	人事課 学校教育課
		すべての職員の働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスを推進します。特に、男性職員の育児休業、介護・看護休暇の取得率の向上をめざします。	人事課 人権政策課
		市役所内のメンタルヘルスケアを充実します。	人事課

(3)-3 事業所等における政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性活躍推進計画

事業所や自治会等の地域活動団体、市民活動団体では、女性が活躍しているにもかかわらず、方針を決定する過程にいる女性は少ない場合が多く、男女の役割が偏っています。

平成28年度に実施した事業所調査では「女性社員の活用及び登用」について40%強が「重視している」と回答しています。事業所や各種活動団体等において、男女双方が方針決定過程へ参画することの重要性について啓発するとともに、女性の活躍推進に関する学習機会の提供等を行います。

No	主な事業	事業内容	担当課
22	男女共同参画の取組を推進する事業所や地域活動団体・市民活動団体との連携強化	市内事業所や地域活動団体・市民活動団体に対して、意思決定過程への女性の参画拡大を図るための啓発を推進します。	市民協働課 人権政策課
		男女平等や働き続けやすい職場づくりを推進している事業所や、男女共同参画を推進している地域活動団体・市民活動団体との連携を強化し、女性の方針決定過程への参画促進を図ります。	市民協働課 人権政策課
		地域活動や市民活動等で活躍している女性の発掘とともに、ネットワーク支援をします。また、地域活動等を通して女性リーダーの人材育成を促進します。	市民協働課 人権政策課



施策の方向（４） まちづくりにおける男女共同参画の推進

【現状】

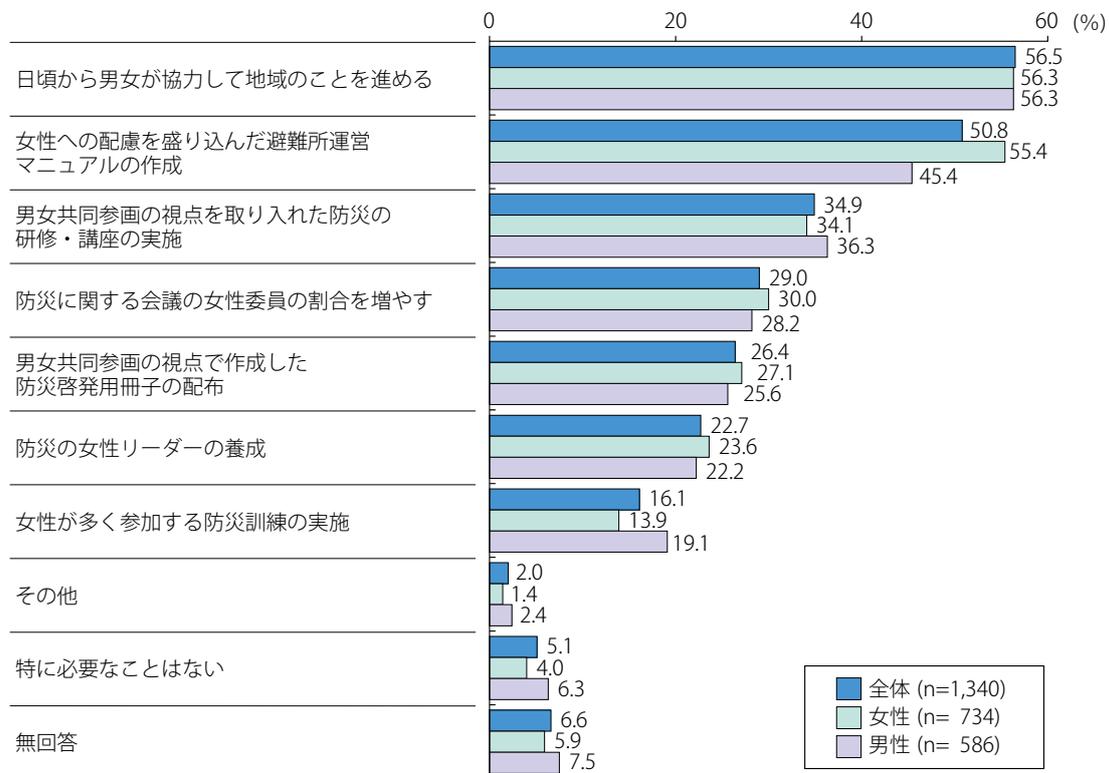
「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場です。

今後、地域力を高め、持続可能な社会を築いていくためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大はもとより、地域コミュニティの維持・活性化、観光、防災、子育て支援活動等に男女がともに参加・参画し、住民自らが取り組む力をつけることが重要です。

本市においては、かしはらナビプラザに「市民相談広場」「市民活動交流広場」「男女共同参画広場」「消費生活センター」を設置し、各種講座の開催や市民の主体的な活動の支援を行っているところです。また、複合施設であることから、男女共同参画広場を学習に活用する学生が消費生活センターに携帯電話でのトラブルの相談をする等、好循環が生まれています。今後は、複合施設であり、利便性が高いことを活かして、子どもから高齢者までが集い、様々な角度から男女共同参画の取組が進められるよう、各広場の取組を充実するとともに連携を強化していくことが必要です。

また、災害の頻発する我が国において、地域の防災力を高めることは緊要の課題です。

図表16 男女が協力して災害対応をしていくために必要なこと



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい樫原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

男女が協力して災害に対応していくために日頃から必要なこととして、「日頃から男女が協力して地域のことを進める」「女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成」の割合が50%を超えています。特に、女性では「女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成」が55.4%と高い割合となっています。

【課題】

橿原市防災会議は現在のところ、女性の参画率が11.5%であることから、今後は男女がともに参画し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮すべき事項を踏まえた取組を進めるとともに、自主防災組織への女性の参加・参画の呼びかけ等、地域における防災への女性の活躍を推進する必要があります。

【具体的施策と主な事業】

(4)-1 地域活動における男女共同参画の推進

これまで訪れたことのない市民が気軽に立ち寄り、また、参加・参画できるよう、かしはらナビプラザに関する広報を充実するとともに、ニーズに即した事業を展開します。

特に、参加意向があるにもかかわらず、現実には地域活動に参加できていない男性や若年層が参加・参画できるよう支援を進めます。

No	主な事業	事業内容	担当課
23	市民活動団体や市民の交流、自主的な活動の場の提供	市民が主体的に運営し、交流、情報収集・交換、企画等ができるように支援します。	市民協働課 人権政策課
		女性の芸術や文化、ものづくり等の表現活動を支援します。	人権政策課
24	地域活動における男女共同参画の推進	「地域リーダー養成講座」を充実します。	人権政策課
		地域の課題解決や実践的活動の好事例等の情報収集・提供を充実します。	人権政策課
		男女共同参画の視点に立った地域活動が行われるよう、地域活動団体・市民活動団体等と連携します。	市民協働課 人権政策課



(4)-2 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進

貴重な歴史遺産を有する本市においては、観光事業への取組は重要です。男女共同参画の視点に考慮しながら、観光振興を進めます。

また、観光ボランティア等では、女性を含めた多世代の市民との協働を進めます。

No	主な事業	事業内容	担当課
25	男女共同参画の視点に立った観光事業の推進	固定的な性別役割分担意識に基づく表現について検証します。	観光政策課
		男女共同参画の視点に立った観光ボランティアガイド育成事業への支援をします。	観光政策課

(4)-3 防災における男女共同参画の推進

市民意識調査の結果を基礎資料とし、被災時や復興段階における男女のニーズの違いに着目し、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。また、地域の防災において女性の力を活用するための取組を進めます。

No	主な事業	事業内容	担当課
26	男女共同参画の視点に配慮した「地域防災計画」「防災マニュアル」の立案と推進	橿原市防災会議等、防災に関する方針決定過程への女性の参画を促進します。	危機管理課
		地域防災計画や各種防災マニュアル、避難所マニュアルに、女性や高齢者、障がい者、外国人、子ども、乳幼児のいる家族等への視点が反映されるよう取り組みます。	危機管理課
27	男女共同参画の視点に立った自主防災組織の運営	自主防災組織の方針決定過程への女性の参画を促進します。	危機管理課
		女性等が防災力をつける機会を充実します。	危機管理課
		緊急時において固定的な性別役割分担意識にとらわれず行動ができるよう、平時から男女が協力した地域活動の啓発を進めます。	危機管理課 人権政策課
28	女性消防団の取組の充実と活動の周知	女性消防団員の活動を充実するとともに、その活動についての周知を図ります。	危機管理課

市民
意見交換会
より

防災における女性リーダーの養成が必要では・・・？

男性が仕事でいない日中等、女性リーダーがいないと救える命も救えないです。避難所運営においては女性専用窓口の設置等、女性が申し出しやすい環境を！

(4)-4 女性の地域活動・市民活動等での活躍促進 重点施策

女性の活躍の場は就労の場に限ったことではなく、地域の中での活躍もあります。地域活動や市民活動、学習等、「何かを始めてみたい」、でも、どうすればいいかわからない女性がはじめの一步を踏み出せるよう、気軽に必要な情報を収集するための情報提供を充実します。また、男女共同参画広場等においては女性がエンパワメントできる様々な学習機会を提供し、地域でのリーダーとなる人材、市政への参画のできる人材の育成に取り組みます。

No	主な事業	事業内容	担当課
29	女性の様々なチャレンジに関する情報提供と講座の開催	様々なチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供をします。	人権政策課
		男女共同参画広場、公民館等において様々な講座を開催します。	人権政策課 社会教育課 (中央公民館)
30	男女共同参画の視点に立ったグループや女性リーダーの育成	審議会等への市民参画を促進するため、講座、研修機会を提供し、女性の人材を育成します。	人権政策課
		様々な分野で活躍する女性の発掘のため、市内事業所や各種団体、大学等との連携を推進します。	産業振興課 市民協働課 人権政策課
		講座やイベントの企画・運営等の実践的な活動を通して、女性のエンパワメントの支援をします。	人権政策課
		ロールモデル*の活動事例等について情報提供を行います。	人権政策課
31	女性リーダーのネットワーク支援	市内事業所や地域活動団体・市民活動団体等で活躍する女性リーダーをつなぐネットワーク支援をします。	産業振興課 市民協働課 人権政策課

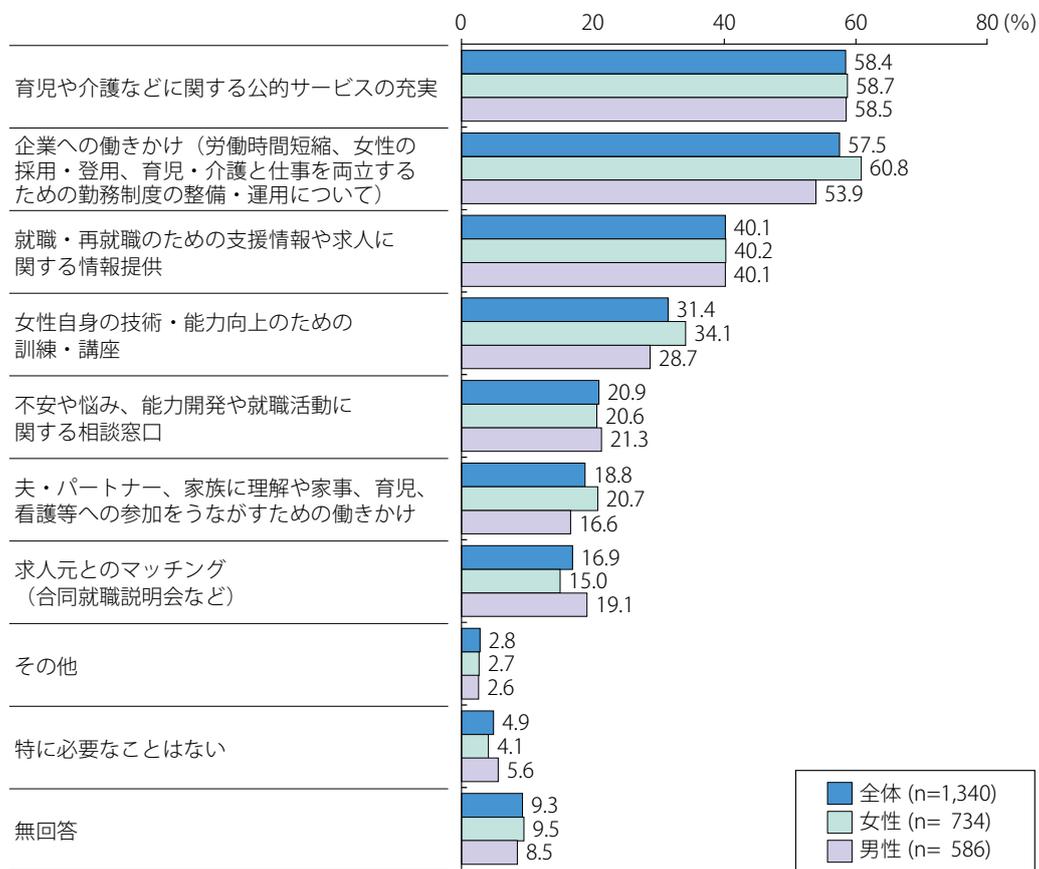


基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進 施策の方向(5) 女性や若者の就業支援

【現状】

就業の場における女性の活躍は進んでいますが、非正規雇用者が大半を占めるという課題もあります。就業は、基本的人権であると同時に、生活の経済的基盤です。また、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、社会を支え、持続可能な経済発展のための活力の源という点からも、極めて重要な意義を持ちます。

図表17 就職・再就職を希望する女性に必要な檀原市の支援



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

女性が就職・再就職を希望するときに本市にしてほしい支援として「企業への働きかけ(労働時間短縮、女性の採用・登用、育児・介護と仕事を両立するための勤務制度の整備・運用について)」「育児や介護などに関する公的サービスの充実」「就職・再就職のための支援情報や求人に関する情報提供」が40%以上の割合で高くなっています。

【課題】

若者においても、景気の上向きにより、学校卒業後の初職の雇用では正規雇用に就く者が増えたとはいえ、非正規雇用者の割合は低くありません。

女性や若者がその能力を十分発揮して就労の場で活躍できるよう、労働相談やキャリア形成、創業等の支援を充実する必要があります。

【国の動き】

国においては、2007年（平成19年）12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすべき社会の姿として掲げています。

2015年（平成27年）8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、それによって事業主（国や地方公共団体、民間企業等）は、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が義務づけられました。

また、2017年（平成29年）3月に策定された「働き方改革実行計画」では、同一労働同一賃金等非正規雇用の処遇改善や柔軟な働き方がしやすい環境整備等が盛り込まれています。



【具体的施策と主な事業】

(5)-1 女性の職業能力の開発と就業のための支援 **重点施策** 女性活躍推進計画

働くことは、将来を通じて経済的に自立でき、自分らしく生きることにつながります。女性が職住近接で働けるよう、市内事業所への就職や継続就業の支援、並びにキャリア教育や再就職支援セミナーの実施に取り組みます。

また、市内事業所に対して、男女間の賃金格差や昇任等における男女のアンバランスの是正等について働きかけます。

No	主な事業	事業内容	担当課
32	仕事情報や労働相談・就職相談の周知	檀原市ふるさとハローワークと連携し、仕事情報の提供や労働相談・就職相談を充実します。	産業振興課
33	女性の再就職・転職支援	子育て女性就職相談窓口やマザーズコーナー(ハローワーク大和高田内)の周知をするとともに、合同企業説明会の開催や再就職・転職支援講座の開催等を行います。	産業振興課 人権政策課
34	多様な就業意向に応じた支援の充実	非正規の雇用環境の向上及びキャリアアップができるようなくみづくりについての事業所への働きかけを行います。	産業振興課
		女性、若者、シニア起業家支援融資等の情報提供を充実します。	産業振興課
35	労働に関する法律・制度の周知徹底	職場における男女平等を図るため、男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の最新の改正情報の提供や啓発活動を行います。	産業振興課



女性のための就職面接会



(5)-2 農業や商工自営業等における男女共同参画の推進 **女性活躍推進計画**

農業や商工業に従事する女性や起業した女性たちがそれぞれの能力を十分に発揮して地域ビジネスの展開や新産業の創出を図れるよう、情報提供等の支援をします。

No	主な事業	事業内容	担当課
36	女性の就農者の養成	農業を営む女性に対して様々な支援をします。	産業振興課
37	6次産業化等にチャレンジする女性の支援	消費者との交流等においての女性の活躍推進を図るとともに、「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の支援をします。	観光政策課 産業振興課
38	女性起業家への支援	女性起業家育成のための支援をします。	産業振興課 人権政策課

(5)-3 若者の自立支援 **女性活躍推進計画**

無業の若者の自立支援を社会的課題として位置づけ、早期からのキャリア教育や困難を抱える若者への就業支援の充実を図ります。中でも、女性の場合、10代の妊娠・出産によって教育機会と就業機会を同時に奪われ、キャリアや能力開発の積み重ねができずに人生を通して不利な状況になる場合や、「家事手伝い」の形で潜在化しやすいことを考慮し、就業支援を推進します。

No	主な事業	事業内容	担当課
39	若い女性のための自立就業支援	若い女性の自立のための相談会の周知並びに充実を図ります。また、就業相談ステーションと連携し、心身の健康面からの支援を行います。	産業振興課

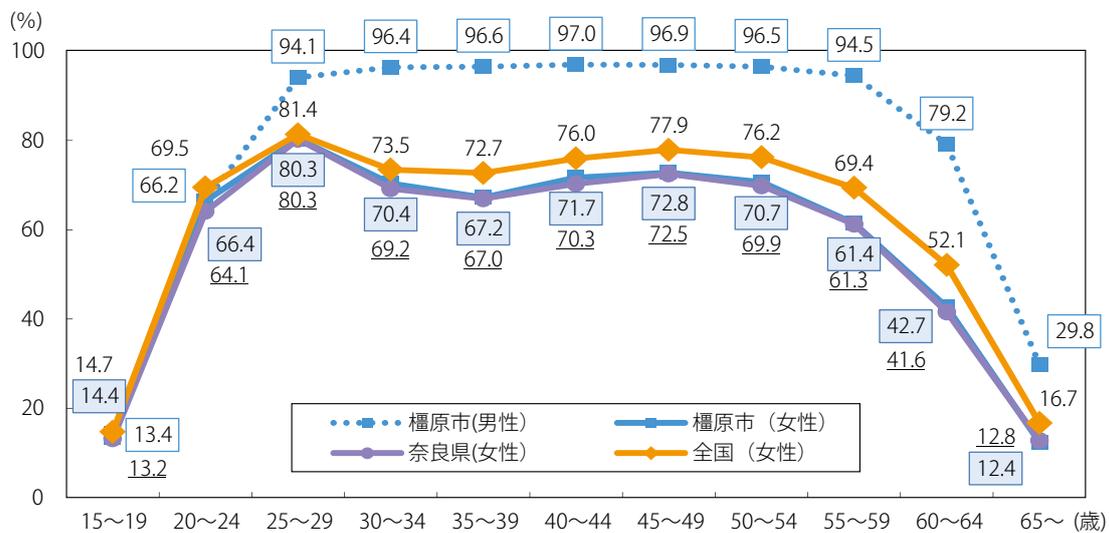


施策の方向（6） 職場における男女の均等な機会と待遇の確保と 仕事と生活の調和の実現 **重点項目**

【現状】

今後の生産人口の減少を支えるために、就労の場での女性の活躍が求められています。そのためには、職場における男女の均等な機会と待遇の確保と仕事と生活の調和の実現が必須です。

図表18 年齢階級別労働力率(全国・奈良県・橿原市)



注) 労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。

資料：総務省「国勢調査」(平成27年)

本市の女性の年齢階級別労働力率をみると、依然として子育て期に労働力率が低くなるM字カーブ*を描いています。近年は、M字の底が浅くなる傾向ですが、全国と比較すると35歳以降の年齢階級では5%前後の開きがあり、出産や子育てで仕事を辞め、その後の再就労も多くないことがわかります。

【課題】

これまでの職場における年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用等を特徴とする働き方(=「男性中心型労働慣行」)を見直し、育児・介護等と両立しつつ、自身の持てる能力を発揮して働きたいと考える女性が思うように活躍できるよう、総合的な支援が必要です。

【具体的施策と主な事業】

(6)-1 職場における男女共同参画の取組の促進 **女性活躍推進計画**

事業所に対して、「男女雇用機会均等法」を踏まえた男女の均等な機会及び待遇の確保の実現や、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による男女間格差の是正、男女間賃金格差解消等の重要性についての啓発活動や相談窓口等を充実します。

男女にとって働きやすい職場づくりが企業の成長につながると、積極的に取組を進めている事業所があります。こうした事例を紹介しながら、職場において女性と男性が対等なパートナーとして能力を発揮できるような職場づくりへの啓発活動に取り組みます。

No	主な事業	事業内容	担当課
40	事業所における男女平等や女性の活躍推進に関する働きかけの強化	「平成28年度事業所調査」等を活用した男女がともに働きやすい職場づくりのための啓発活動を充実します。	人権政策課
		企業内人権教育推進協議会や商工会議所等と連携を図り、事業所に対してセクシュアル・ハラスメント防止等、働きやすい職場づくりに対する情報提供や研修を実施します。	産業振興課
		「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」登録への勧奨とともに、登録している市内事業所間での情報交換を行い、事業所同士の連携を深め、取組を進める事業所の増加を図ります。	産業振興課 人権政策課
		女性の活躍推進や男女が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む市内事業所を先進事例として紹介します。	産業振興課 人権政策課

市民
意見交換会
より

子育て中の女性を雇うのにためらう企業が多いのでは・・・？

仕事と家庭生活が両立できる職場の環境整備に向けて、企業に対する働きかけをしていく必要があると思います。



(6)-2 ワーク・ライフ・バランスの推進 **重点施策** 女性活躍推進計画

ワーク・ライフ・バランスの実現の取組は、労働者一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらすと同時に、企業にとっては、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上等につながるという取組のメリットについて、事業所に周知します。

その上で、長時間労働を前提とした働き方の見直しや短時間勤務や在宅勤務等のライフスタイルに応じた多様な働き方の提案、育児・介護休業制度の定着促進等、ワーク・ライフ・バランスの実現のための情報提供や支援を行います。

No	主な事業	事業内容	担当課
41	仕事と育児・介護の両立に関する法律・制度の周知と職場環境づくりの支援	市内事業所等に対し、奈良県育児休業取得促進事業補助金交付事業等、育児・介護休業制度の定着やフレックスタイム制*等、柔軟な働き方の普及についての啓発や情報提供を推進します。	産業振興課 人権政策課
		市内事業所に対して、「一般事業主行動計画」「女性活躍推進計画」策定に向け周知啓発をします。	産業振興課 人権政策課
		ワーク・ライフ・バランスの実現のための中小企業向け雇用・労働関係助成金の情報提供並びに助成金申請に関する情報提供を行います。	産業振興課
42	市役所のワーク・ライフ・バランスの推進	「橿原市特定事業主行動計画」に沿って、市役所のワーク・ライフ・バランスを推進します。	人事課 人権政策課



橿原市男女共同参画推進委員会実務担当者部会ではハンドブックを作成し、仕事と家庭生活を両立するためのヒントを発信しています。



このロゴマークをシンボルに市職員でワーク・ライフ・バランスを推進しています。



(6)-3 仕事と子育て・介護等両立支援の充実 女性活躍推進計画

待機児童の解消に向けた整備や、ニーズに合った保育サービスを提供し、だれもが安心して子育てをしながら、仕事や地域活動に参画することのできる環境整備を進めます。

男女を問わず介護・介助者が仕事と介護を両立できるよう、介護や福祉に関する支援の情報提供を充実します。

No	主な事業	事業内容	担当課
43	子育て支援の充実	幼稚園や保育所、認定こども園で質の高い教育・保育を提供します。保育を必要とする児童のニーズは高く、待機児童の解消に努めます。	こども未来課
		幼稚園や保育所、認定こども園の一時預かり事業・病児保育事業等、多様なニーズに対応した子育てと仕事の両立支援を行います。	こども未来課
		地域子育て支援拠点事業（ファミリーサポート事業を含む）の充実を図ります。	子育て支援課
		働く親を支援する放課後児童クラブを充実します。	子育て支援課
44	介護保険事業等の情報提供の充実	男女共同参画の視点に立って「橿原市地域福祉推進計画」を推進します。	福祉総務課
		障がい者等が生活する上で直面する様々な課題に対し、福祉サービス等の適切な情報提供をします。	障がい福祉課
		介護保険制度に関する情報提供をします。	介護保険課
		男女共同参画の視点に配慮して、民生委員・児童委員を中心とした地域福祉活動に取り組みます。	福祉総務課



基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

施策の方向(7) 生涯を通じての身体とこころの健康の保持・増進

【現状】

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会形成にあたっての前提と言えます。

健康に関する統計データや「平成28年度市民意識調査」からは、以下のような課題や取組に関する希望が明らかになりました。

図表19 子宮頸がん・乳がん検診の受診率の推移(檀原市)

(%)

	平成24年	25年	26年	27年	28年
子宮頸がん	22.0	21.5	23.5	24.1	22.5
乳がん	19.7	19.8	21.6	22.8	21.6

資料：健康増進課「檀原市保健事業実績」

女性のがん罹患率の第1位であり年々増加傾向にある乳がんや、20～40歳代の罹患の増加が指摘されている子宮頸がんの本市の検診受診率は、国の目標値が50.0%であるのに対して20%台にとどまっています。

図表20 年代別 こころと身体の健康を保つための取組

(%)		回答者数(n)	リフレッシュできるような場を提供する	食生活や健康づくりに関する情報を提供する	女性特有の病気等に配慮した女性外来の情報を提供する	悩みや不安をカウンセラー等に相談できる体制を充実する	安心して出産できるよう周産期医療体制についての情報提供を充実する	生涯を通じて心身ともに健康で過ごすための学習機会をつくる	暴力の被害者に対するケア体制を充実する	調理や生活全般の技術をあげられるような講習会等を提供する	その他	特にない	無回答
女性		734	40.7	32.2	42.2	32.4	27.2	26.3	21.7	17.4	3.8	8.3	5.9
男性		586	41.5	33.1	20.1	25.9	25.8	20.6	25.3	16.9	3.1	14.2	7.7
女性	10・20歳代	71	39.4	21.1	53.5	32.4	59.2	11.3	38.0	22.5	4.2	2.8	1.4
	30歳代	82	53.7	23.2	48.8	31.7	48.8	17.1	22.0	26.8	9.8	7.3	—
	40歳代	136	38.2	25.0	47.8	33.8	25.0	20.6	18.4	14.7	4.4	13.2	5.1
	50歳代	123	42.3	30.1	43.1	35.8	24.4	26.8	21.1	13.8	3.3	8.9	4.9
	60歳代	166	43.4	39.8	36.7	33.7	20.5	36.7	21.7	20.5	1.8	4.2	7.8
	70歳以上	156	32.7	41.7	34.0	27.6	12.8	31.4	17.3	12.2	2.6	10.9	10.3
男性	10・20歳代	63	49.2	27.0	23.8	19.0	31.7	11.1	25.4	17.5	—	14.3	3.2
	30歳代	63	49.2	25.4	22.2	20.6	34.9	15.9	19.0	19.0	1.6	7.9	6.3
	40歳代	80	48.8	30.0	21.3	42.5	31.3	13.8	32.5	12.5	5.0	12.5	5.0
	50歳代	91	44.0	27.5	20.9	23.1	23.1	16.5	26.4	17.6	4.4	17.6	2.2
	60歳代	153	37.9	39.2	20.9	27.5	25.5	29.4	28.8	20.9	3.9	9.2	10.5
	70歳以上	136	32.4	38.2	15.4	22.1	17.6	24.3	19.1	13.2	2.2	21.3	12.5

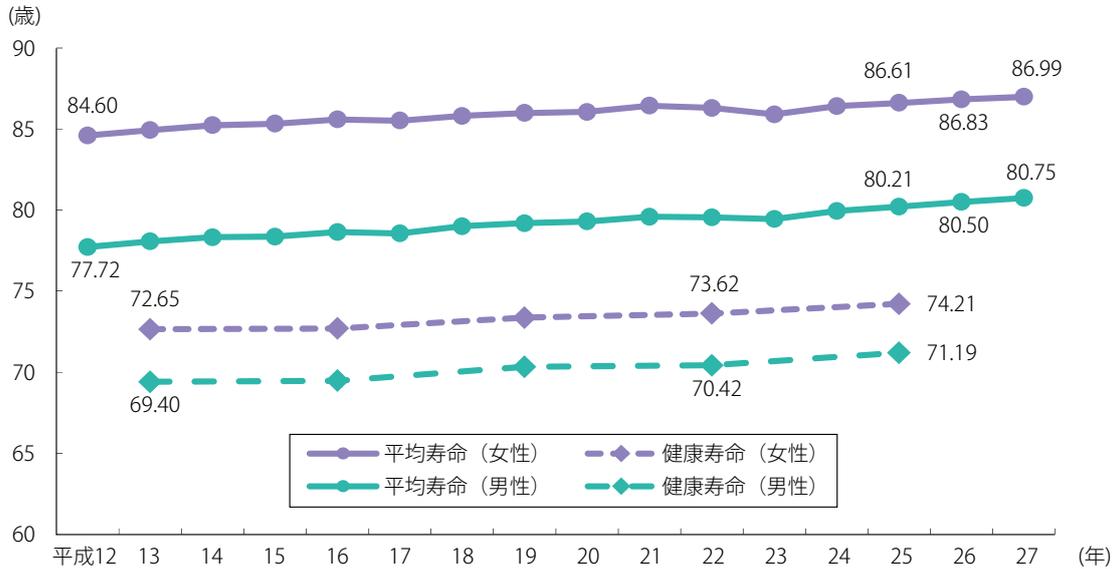
注) 濃い網掛けに白抜き文字は全体より10ポイント以上高い項目、薄い網掛けは5ポイント以上高い項目を示す。

資料:「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

こころと身体の健康を保つために本市にしてほしい取組については、女性では「女性特有の病気等に配慮した女性外来*の情報を提供する」「リフレッシュできるような場を提供する」の2つの割合が高く、男性では「リフレッシュできるような場を提供する」の割合が高くなっています。また、性別だけでなく、年代によっても要望が異なっていることに留意する必要があります。



図表21 男女別平均寿命と健康寿命の推移(全国)



注1) 平均寿命は、平成12年、17年、22年及び27年は厚生労働省「完全生命表」、その他の年は厚生労働省「簡易生命表」より作成。健康寿命は、13年から22年は厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、25年は厚生労働省資料より作成。
 2) 健康寿命は、日常生活に制限のない期間。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成29年版

健康寿命と平均寿命の差(「日常生活に制限のある期間」)をみると、2013年(平成25年)には女性で12.40年、男性で9.02年で、女性の方が何らかの障がいを持って生きている期間が長くなっています。

【課題】

疾患の罹患状況が男女で異なる等、女性と男性では健康上の問題が異なることに留意し、生涯を通じ性差に応じた的確な健康支援に努めることが必要です。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)*の視点が重要であり、妊娠・出産・子育てまで一貫した健康診査、保健指導・相談対応のサービス等の施策の推進が求められています。

【具体的施策と主な事業】

(7)-1 身体とこころの健康に関する学習機会と情報の提供

男女が思春期、成人期、更年期、高齢期等の人生の段階に応じて、的確に自己管理ができるよう、健康の保持増進に向けた相談、啓発活動や健康指導、スポーツを通じた健康づくり、食育の推進等に関する情報提供や教室の開催等、総合的な支援を進めます。

No	主な事業	事業内容	担当課
45	人生の段階に応じた健康診査や検診の実施	各種健康診査や検診への受診を促します。	健康増進課 保険医療課
46	健康手帳の普及	生涯を通じて、自分の健康は自分で適切に管理できるよう、健康手帳の普及を図るとともに、正確な知識や情報、学習機会の提供を充実します。	健康増進課
47	健康づくりについての各種教室の開催	老若男女がいつでもだれでも参加できるよう、健康づくりについての各種教室を充実し、参加への呼びかけに努めます。	地域包括支援課 健康増進課 保険医療課
48	性差医療の考え方に基づいた相談の実施や心身の健康維持支援	性差を踏まえた心身の健康維持や生活習慣病予防等に向けた情報提供や健康相談を行います。	健康増進課
		自殺予防等、男女の生活環境等の違いを踏まえた、心身の健康維持のための総合的な支援を実施します。	健康増進課



(7)-2 生涯を通じての心身の健康づくり支援

女性の健康長寿を延伸させるためには、がんの予防や早期発見が重要であることから、乳がん、子宮頸がん検診の受診を働きかけます。

家庭や学校教育の場で発達段階に応じた性に関する正しい知識についての教育を充実します。

また、薬物乱用、HIV感染・エイズ、性感染症、骨粗しょう症、受動喫煙等の健康を脅かす問題についてもそれぞれの情報や学習機会の提供を推進します。

No	主な事業	事業内容	担当課
49	母性保護に関する施策の充実	妊婦健康診査等、妊娠・出産期における健康支援を充実します。	健康増進課
50	女性特有のがん検診の推進	乳がん、子宮頸がん検診の重要性について意識づけを行うとともに、検診を受けやすいよう環境を整えます。	健康増進課
51	性に関する教育の充実	学校教育の中で、年齢に応じた性教育を推進します。	学校教育課 人権教育課
		多様な性のあり方や性的マイノリティへの理解を深めるための啓発・教育を推進します。	人権政策課 学校教育課 人権教育課
52	健康を脅かす問題についての学習機会の提供	子どもの成長の段階を踏まえ、思春期の人工妊娠中絶やHIV感染症を含む性感染症、薬物乱用、喫煙、飲酒等について正しい知識を身につけ、適切な行動がとれるよう、学習機会の提供や指導に努めます。	学校教育課

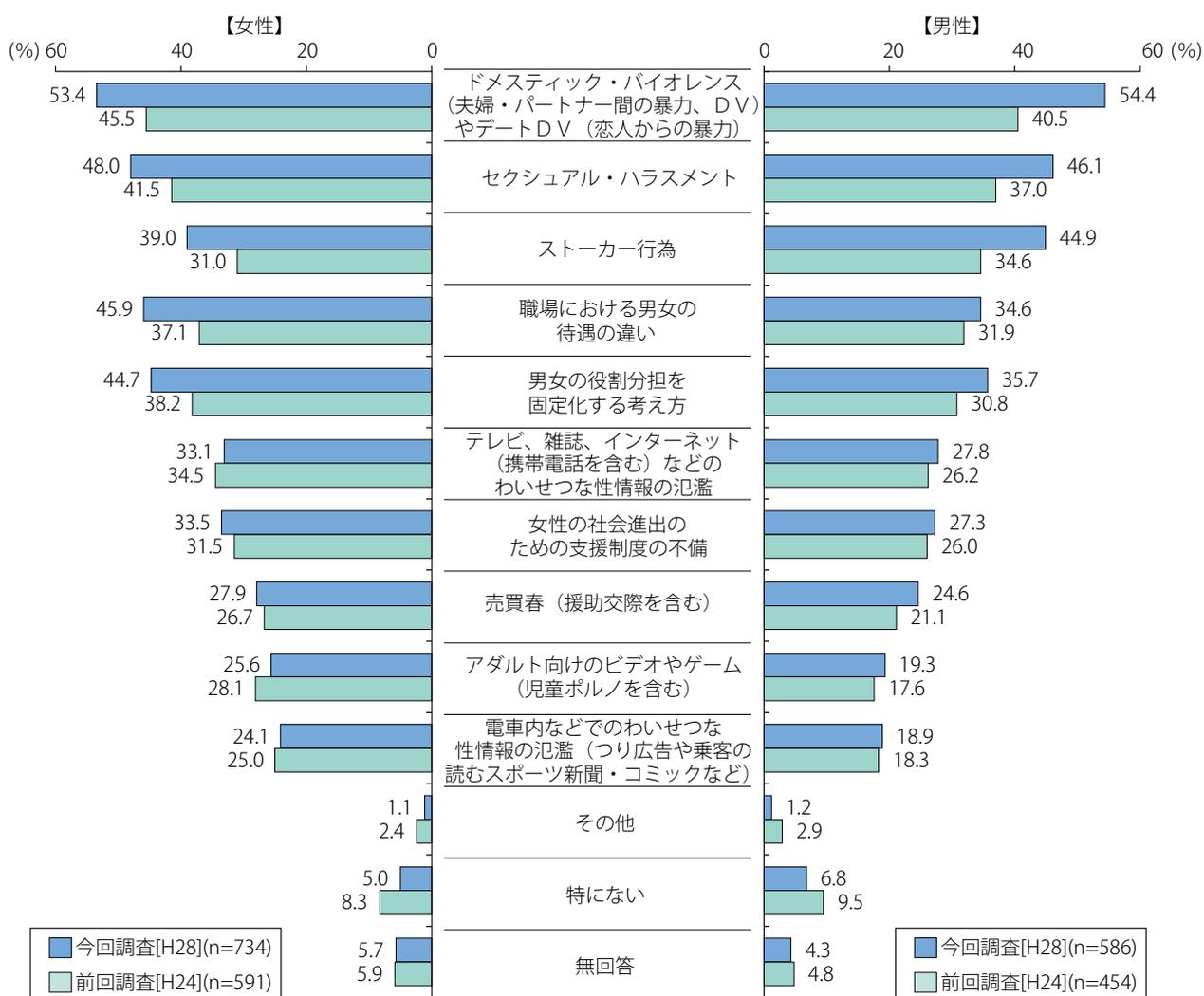
施策の方向（8）あらゆる暴力を許さない環境づくり

【現状】

女性に対する暴力には、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、売買春、ストーカー行為*、人身売買*等があり、これらは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、近年では、男性に対する配偶者等からの暴力も顕在化しています。

しかし、女性に対する暴力を含む、女性の人権を侵害する行為に関する認識は高いとは言えない状況です。

図表22 女性の人権が侵害されていると思うこと - 前回調査との比較

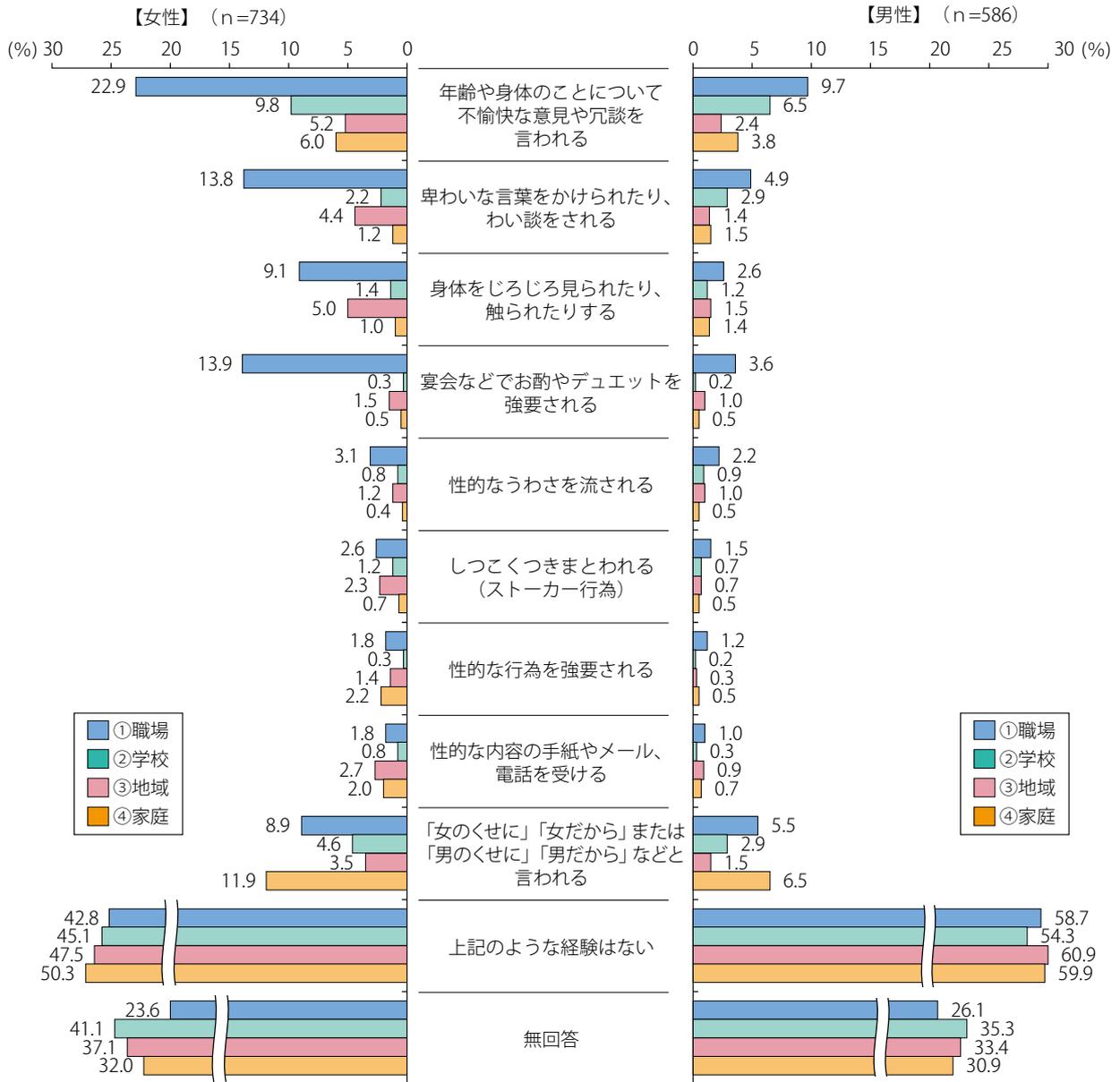


資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」（平成24年度・平成28年度）

女性の人権が侵害されていると思うこととして「ドメスティック・バイオレンス」「セクシュアル・ハラスメント」が上位を占めており、前回調査（平成24年度）と比較すると割合は高くなっているものの、決して認識が高いとは言えません。



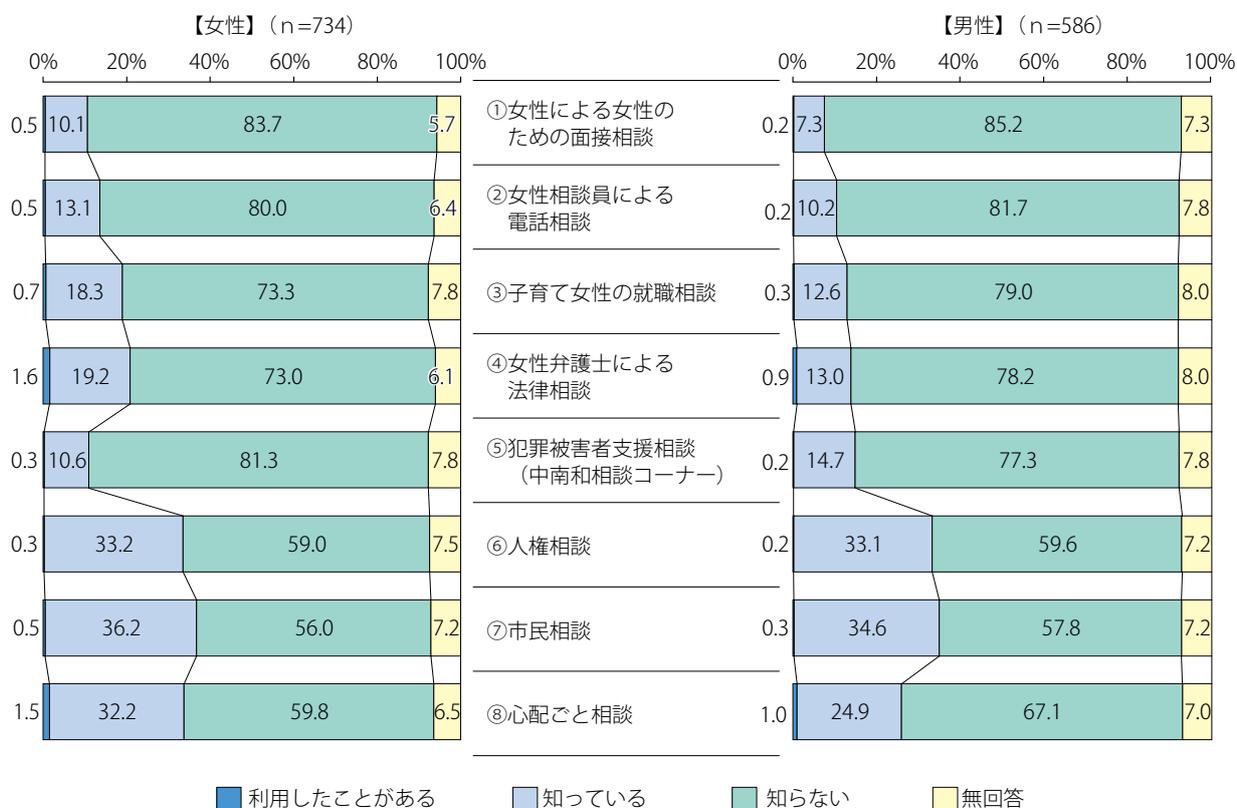
図表23 セクシュアル・ハラスメントを受けた経験



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

セクシュアル・ハラスメントの被害の経験については、「職場」では女性の33.6%、男性の15.2%がなんらかの被害を受けていると回答しており、「学校」「地域」「家庭」においても被害の実態があります。

図表24 橿原市の相談窓口の認知状況と利用状況



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

「⑥人権相談」「⑦市民相談」「⑧心配ごと相談」に比べて、「①女性による女性のための面接相談」「②女性相談員による電話相談」の認知度は低くなっています。

【課題】

重大な人権侵害である女性に対する暴力についての認識を深めると同時に、女性に対する暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識等の社会構造的な問題があることから、DV等あらゆる暴力を根絶するためには、暴力を許さないという社会的認識を徹底することが重要です。

また、被害者に対しては、心身への深い影響、二次被害、家族への影響等様々な問題が起こりうることから、幅広い取組を総合的に推進していく必要があります。

被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等である場合には、被害が起こる背景への理解と十分な配慮のもと、適切な相談と支援の体制が必要です。



【具体的施策と主な事業】

(8)-1 DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進

「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)」を策定し、DV根絶に向けて、被害者の立場に立った切れ目のない支援を実施します。

No	主な事業	事業内容	担当課
53	DV施策に関する基本方針及び行動計画に沿った対策の推進	「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)」(P61~72)	人権政策課

(8)-2 暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実 **重点施策**

女性に対する暴力についての正しい認識や対処法の普及、いかなる暴力も許さないという意識の醸成を図るとともに、幼少期から暴力によらない問題解決能力を育む保育・教育を進めます。

No	主な事業	事業内容	担当課
54	暴力を許さない意識を醸成するための広報・啓発の充実	多様な媒体を通じて広報・啓発活動に努めます。	人権政策課
		暴力が起こる背景や問題性等の認識を深める講座等を実施します。	人権政策課 子育て支援課 地域包括支援課 障がい福祉課
		暴力によらない問題解決能力を身につける保育や教育を推進します。	人権政策課 こども未来課 学校教育課 人権教育課

市民 意見交換会 より

DVを身近なことだと思えていないのでは・・・?

DVのことを勉強し、身近なところで相談にのれる人になりたい。
世間話でもDVについて触れ、DV被害者が「こんなこともDVなんだ」と気づき、話しやすい場づくりを日常生活の中でも心掛けます。

(8)-3 相談窓口の充実・連携

本市では多様な相談窓口を設け、様々な市民からの相談に応じています。しかし、女性に対する暴力に関する相談窓口についての認識が低いことを踏まえ、これまで以上に周知に努め、未然防止の段階から保護・支援までの幅広い相談に応じられるよう充実します。

また、市民にとっては身近な相談窓口に駆け込むことが多いことから、どの窓口で相談があった場合でも同様の対応ができるよう、相談にあたる者の人権に関する意識や女性に対する暴力についての知識を高めるとともに、関係各課や警察等との連携の強化を図ります。

No	主な事業	事業内容	担当課
55	相談窓口の周知	市広報誌やリーフレット、市ホームページ等を通じて、女性に対する暴力に関する相談窓口の周知を図ります。	人権政策課
56	相談マニュアルの作成	すべての窓口で同一の対応ができるよう、女性に対する暴力についての相談対応マニュアルを作成し、共有します。	人権政策課
57	関係機関との連携強化	多様な女性に対する暴力に対応するため、庁内各課はもとより、警察、奈良県中央こども家庭相談センター、病院等との連携を図ります。	関係各課

(8)-4 女性や子どもにとって安全な環境づくり

ゲームソフトやインターネット上における過激な性・暴力表現や、パソコンや携帯電話のインターネット接続を介しての性犯罪が潜在化、深刻化しています。女性や子どもの人権を守るという視点での啓発活動・学習機会の提供を行います。

地域が女性や若者、子どもにとって安全であるために、暴力等の防止に焦点をあてた総合的な取組を進めます。

No	主な事業	事業内容	担当課
58	女性や子ども等を犯罪から守る活動の推進	地域や関係機関等と連携し、地域の実情に応じた取組を進め、安全確保や意識啓発等、防犯の取組を充実します。	生活交通課 人権政策課
		性の商品化に関する知識を広め、地域との連携のもとで青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化に努めます。	人権政策課 社会教育課



(8)-5 セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化

事業所や地域活動、教育の場等、様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて、継続的に啓発、取組を進めます。

マタニティ・ハラスメント*やパタニティ・ハラスメント*等、妊娠・出産にまつわるハラスメントの防止についても事業所への働きかけを行います。

No	主な事業	事業内容	担当課
59	事業所におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止啓発	セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて必要な対策をとることは事業主の義務であることを周知徹底します。	産業振興課 人権政策課
		事業所が効果的な対策に積極的に取り組めるよう、学習機会の提供を行います。	産業振興課 人権政策課
60	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実	教職員に対して「檀原市スクール・セクハラ*防止ガイドライン」の周知徹底を図ります。	学校教育課 人権教育課
		子どもたちが、自分が受けている行為がスクール・セクハラだと気づき、適切な相談ができるよう、スクール・セクハラについての啓発活動並びに相談体制の充実・広報をします。	学校教育課 人権教育課

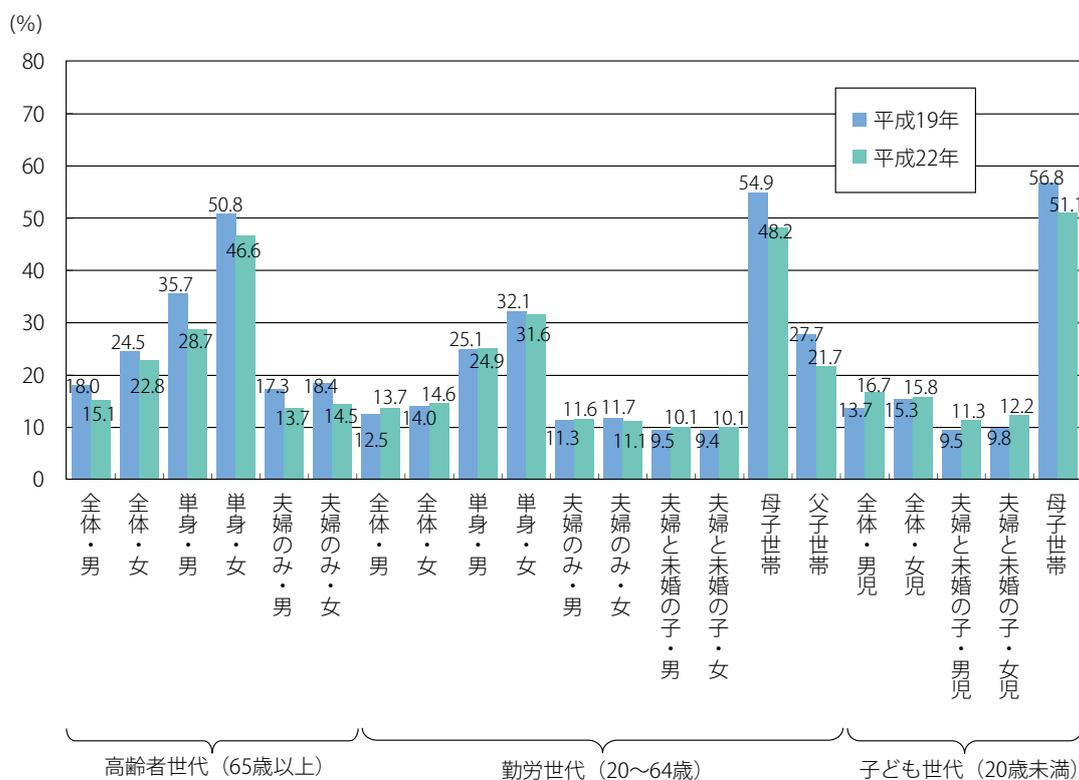
施策の方向(9) 困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境整備

【現状】

生活困窮者自立支援制度や生活保護による支援とともに、経済的な問題は女性の問題でもあることを認識した上で、人生の早い段階からのキャリア形成に関する施策を充実することが必要です。

また、障がいがあること、在住外国人であること等に加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

図表25 世代・世帯類型別相対的貧困率(全国)



注1) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年、22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。

2) 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。

3) 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成24年版

国の世代・世帯類型別相対的貧困率の統計をみると、高齢女性の単身世帯、母子世帯で高くなっています。



図表26 生活保護受給世帯数の推移 (檀原市)

(世帯)

	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
高齢世帯	322	351	318	395	420	434	469	503	556	600	527
母子世帯	54	64	80	86	89	77	74	80	84	85	80
障がい世帯	62	70	88	100	97	107	96	105	123	134	152
傷病世帯	180	192	218	261	271	283	242	238	244	251	286
その他の世帯	18	29	29	60	59	45	73	81	92	90	125
計	636	706	733	902	936	946	954	1007	1099	1160	1170

注1) 各年度の平均値。

- 2) 「高齢世帯」は、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯。
- 3) 「傷病世帯」は、世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む)しているか、世帯主が傷病のため働けない者等である世帯。

資料：檀原市生活福祉課

本市の生活保護受給世帯においては、約半数が高齢世帯です。

【課題】

こうした社会的に不利な立場にある人は、その困難が複合的に生じ、固定化している状況により、世代間で連鎖しがちと考えられます。学校教育や地域の中で、市民活動団体等と連携しながら、支援を進める必要があります。

また、困難を抱える人々の中には、性的指向*を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障がい*等を有する場合があります。人権尊重の観点からの配慮が必要です。

【具体的施策と主な事業】

(9)-1 高齢者、障がい者、在住外国人であること等により困難を抱える人々の安定した生活と社会参加のための支援

高齢者、障がい者、在住外国人、性的マイノリティ等であることで困難を抱える人々が、生活上の困難や就労等についてどこに相談すればよいのか迷うことがないように、相談窓口の周知を図ります。

また、どのようなことでも安心して相談できるよう、相談に関わる者の質の向上並びに連携等の整備を進めます。

No	主な事業	事業内容	担当課
61	困難な状況にある人々についての理解の促進	高齢者、障がい者、在住外国人、性的マイノリティの人等が安心して暮らせるよう、啓発活動や学習機会の提供を図ります。	人権政策課
		生活の困難を抱えていたり、虐待等を受けている高齢者等に対し、地域での見守り等のしくみを充実します。	福祉総務課 地域包括支援課
62	仕事情報の収集と提供	高齢者、障がい者等の仕事・住居・生活支援に関する情報や相談窓口の周知を図ります。	福祉総務課 障がい福祉課 地域包括支援課
		ハローワークと連携し合同企業説明会等、企業と求人者のマッチングを充実します。	産業振興課 人権政策課
		「就業相談ステーション」「子育て女性の就職相談」の相談窓口の周知を図ります。	産業振興課 人権政策課
63	高齢者、障がい者等の社会参加の促進	高齢者や障がい者の多様な経験や能力が地域活動や市民活動等に活かせるよう支援をします。	障がい福祉課 地域包括支援課
		関係機関等と連携して障がい者の自立支援に努めます。	障がい福祉課
64	在住外国人への支援の充実	在住外国人が利用しやすいように多言語で相談できるよう通訳事業を充実します。	企画政策課 学校教育課
		在住外国人が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行います。	企画政策課 広報広聴課 人権政策課
		災害時緊急情報を含めた防災情報等を多言語で発信します。	企画政策課 危機管理課
		日本語学習の支援を充実します。	社会教育課 (中央公民館)



(9)-2 ひとり親家庭への支援 **重点施策**

貧困等生活上の困難な状況に置かれたひとり親家庭に対して、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援等、また貧困等の次世代への連鎖を断ち切るための学習支援等、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

No	主な事業	事業内容	担当課
65	ひとり親家庭支援事業の充実	子育て・生活支援、就業支援等に関する情報や相談窓口について周知を強化します。また貧困等の次世代への連鎖を断ち切るための学習支援等を行います。	福祉総務課 子育て支援課 学校教育課
		ひとり親家庭やステップファミリー*等が安心して暮らせるよう、啓発活動や学習機会の提供を図ります。	人権政策課
66	養育費の確保のための情報提供	養育費は子どもの権利であり、養育費を確保するための相談窓口の周知を図ります。	福祉総務課 子育て支援課

男女共同参画社会の形成には、あらゆる分野での取組を推進することが重要であり、第3章に掲げている取組について、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、市が直接行う施策だけでなく、関係機関、事業所、市民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

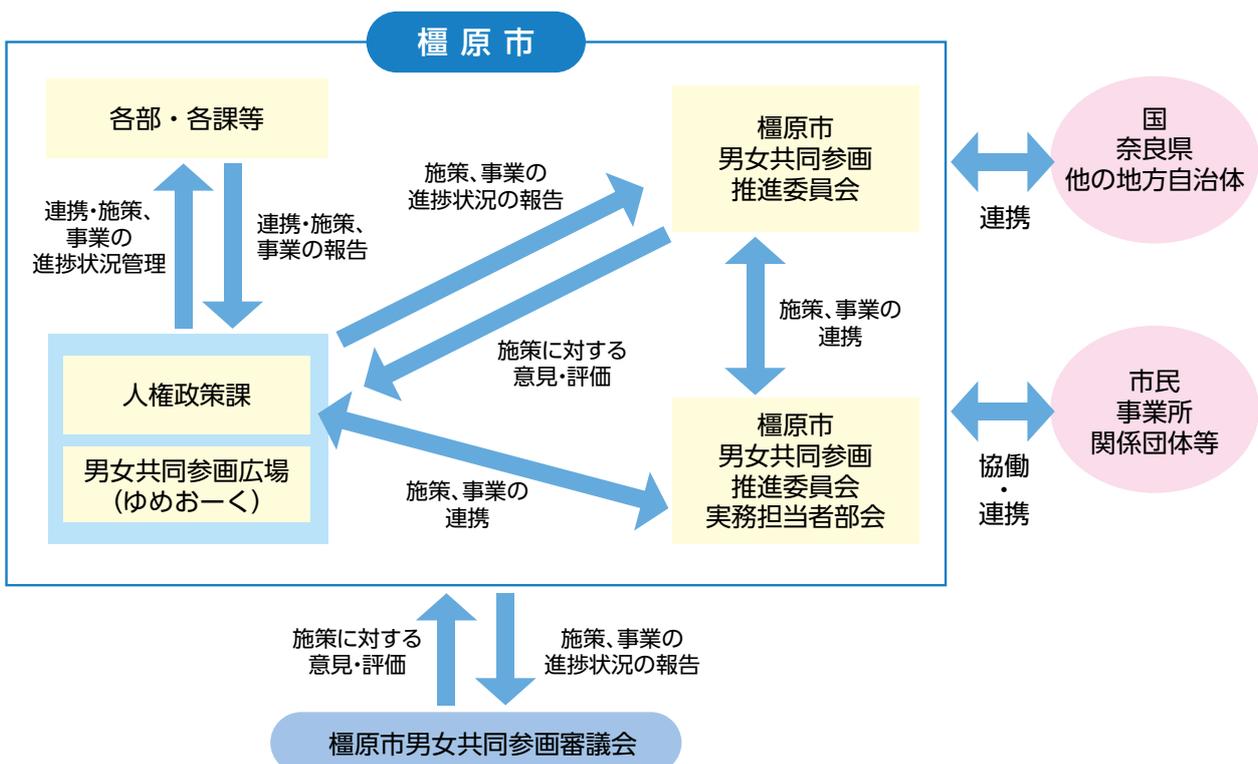
（1）市内推進体制の充実

1 市内推進体制の充実

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持つことが大切です。

「橿原市男女共同参画推進条例」第10条「市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない」を遵守し、全庁的に男女共同参画の視点を浸透させるとともに、人権政策課を中心とした市内関係部局との連携の強化を図るため、「橿原市男女共同参画推進委員会」の活動を活性化し、推進委員会委員、実務担当者部会委員がそれぞれの役割を果たしていきます。

また、「橿原市男女共同参画審議会」において、男女共同参画に関する施策の重要事項を審議し、市民の幅広い意見の反映に努めます。





2 市民・事業所等との連携

男女共同参画社会の実現は、行政のみでできることではなく、市民・事業所等がそれぞれ男女共同参画に対する理解を深め、それに基づいて行動していくことで成しえます。

ボランティア活動や政策・方針決定過程への男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、市民・事業所等による主体的な取組が必要です。様々な機会を通じて市民や地域活動団体、市民活動団体、事業所と協働で事業を実施することで、男女平等・男女共同参画の機運を高めます。

3 国・県等関係機関との連携

本計画の推進にあたり、国・県や他の自治体等との連携を図ります。

4 進捗状況の管理

1) 実施状況の把握

庁内の各課が実施する男女共同参画関連事業について毎年調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。

国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

2) 施策の検証・評価

事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、「檀原市男女共同参画推進委員会」及び「檀原市男女共同参画審議会」に報告し、意見を求め、計画の実現に努めます。

また、計画の実施状況は、「檀原市男女共同参画推進条例」の定めにより、毎年1回公表します。

この計画の実効性を高めるために、基本目標ごとに「数値目標」を設定し、毎年度の成果を測ることで、フォローアップを行います。

【指標の設定】

基本目標Ⅰ 男女共同参画を進めるための意識づくり

重点施策	検証指標	計画策定時 (平成30年1月31日現在)	目標値 (平成34年度)
(1)-4	男女共同参画に関する職員研修の参加人数	56人	100人
(2)-3	男性向け講座の参加人数	18人	30人
	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	女性 67.2% 男性 68.9% (平成28年度市民意識調査 / 「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計)	100%
	男女の地位の平等感 「社会全体で」平等であると答える人の割合	女性 7.1% 男性 14.0% (平成28年度市民意識調査)	50.0%
	市民や事業所、地域に対して男女共同参画に関する啓発の回数	1回以上/年	5回以上/年
	男女共同参画広場で開催する講座参加人数	302人	800人

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進による豊かな社会づくり

重点施策	検証指標	計画策定時（平成30年1月31日現在）	目標値（平成34年度）
(3)-1	審議会等における女性の登用率	23.4%	30.0%
(3)-2	市職員の管理職に占める女性の割合	24.2%	27.0%
		【教職員を除く】 20.3%	【教職員を除く】 24.0%
(4)-4	女性リーダー養成講座参加人数	42人	80人
	女性のいない審議会等の割合	19.7%	0%（解消）
	校長・教頭職への女性の占める割合	17.8%	継続的に増加
	自治会の委員に占める女性委員の割合	13.0%	15.0%

基本目標Ⅲ 男女がともにいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍促進

重点施策	検証指標	計画策定時（平成30年1月31日現在）	目標値（平成34年度）	
(5)-1	就職支援事業参加人数	20人	80人	
(6)-2	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉の認知度	女性 51.2% 男性 56.8% （平成28年度市民意識調査／「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計）	100%	
		市男性職員の育児休業取得率	30.8%	40.0%
	放課後児童健全育成事業の実施箇所数	27箇所（全校区）	29箇所（全校区）	
	一時預かり事業の実施箇所数	6箇所	維持	
	病児保育事業の実施箇所数	施設型1箇所	維持	
	ファミリーサポートセンター事業の実施数	登録会員数	343名	登録会員数 390名
		活動件数	619件	活動件数 719件

基本目標Ⅳ 男女がともに健やかに安心して暮らせる基盤づくり

重点施策	検証指標	計画策定時（平成30年1月31日現在）	目標値（平成34年度）
(8)-2	「女性に対する暴力をなくす運動」期間における啓発回数	4回／年	5回／年
(9)-2	母子・父子自立支援プログラム策定人数	15人	20人
	子宮頸がん検診の受診率	（平成28年度） 22.5%	31.8%
	乳がん検診の受診率	（平成28年度） 21.6%	30.4%
	子どもや若者に向けた性感染症や望まない妊娠の回避、喫煙防止、薬物依存等に関する啓発回数	6校 1回／年 2校 2回／年	各小中学校 3回／年
	DVという言葉の認知度	女性 90.5% 男性 88.6% （平成28年度市民意識調査／「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」の合計）	100%



(2) 男女共同参画活動拠点施設の機能の充実

2011年(平成23年)に開設した橿原市男女共同参画広場は、男女共同参画社会実現のための活動拠点施設として、男女共同参画に関する情報収集と提供、市民活動団体や市民の交流、自主的な活動の場の提供、相談、講座の企画や開催等、様々な事業に取り組んでいます。

しかし、「平成28年度市民意識調査」での男女共同参画広場の認知度(「よく知っている」「少しは中身を知っている」の合計割合)は、女性10.1%・男性10.8%で、非常に低い割合です。

今後は、これまで以上に、若い世代や男性、市内事業所等を含め、橿原市男女共同参画広場を知らない、利用したことのない人々に活用してもらえるよう、男女共同参画の視点に立った活用促進のための広報や事業内容を工夫し、充実します。

男女共同
参画広場
では

相談



学習



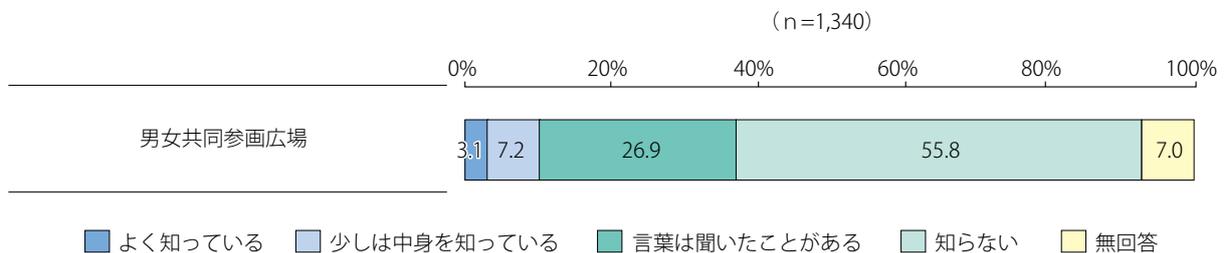
交流



情報提供



図表27 男女共同参画広場の認知度について

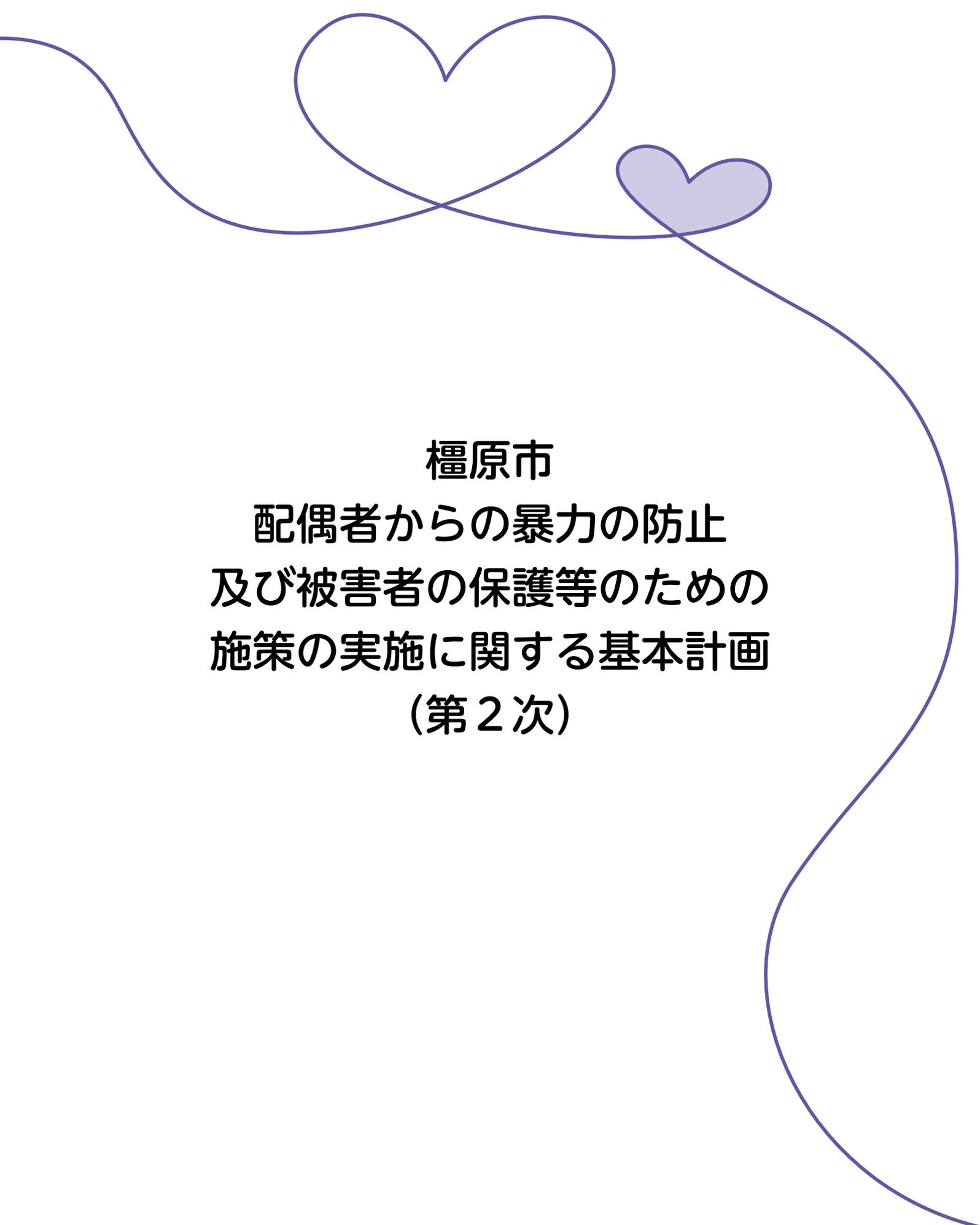


資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

市民
意見交換会
より

認知度を上げるには・・・?

男女共同参画に関するわかりやすい講座を開催していくことで、もっと「男女共同参画広場」を知ってもらえると思います。



檜原市
配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護等のための
施策の実施に関する基本計画
(第2次)

1 計画策定の背景

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、児童虐待防止法において、DVの直接の被害のみならずDVを目撃することも児童虐待にあたり、DVのある家庭で育った子どもたちの心身や将来に及ぶもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

国においては、2001年(平成13年)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)を制定。2008年(平成20年)1月には改正DV防止法が施行され、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下、「DVに関する市町村基本計画」という。)の策定」と「市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこと」が、市町村の努力義務となり、地域に根ざした支援を実施できるよう、市民に最も身近な行政機関である市町村の果たす役割が重要視されることになりました。

同時に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においては、DVに関する市町村基本計画の策定にあたっては、

- ①DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと
- ②幅広い分野にわたる関係機関等との連携
- ③被害者やその家族、支援者等の関係者の生命身体の安全の確保を常に考慮することが必要であるとしています。

本市においては、「橿原市男女共同参画推進条例」第8条第2項に「何人もドメスティック・バイオレンスを行ってはならない」と規定しており、2012年度(平成24年度)には「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」を策定し、取組を進めているところです。

そして国では、2014年(平成26年)には、改正DV防止法が施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び当該暴力を受けた者についても、法の適用対象となりました。

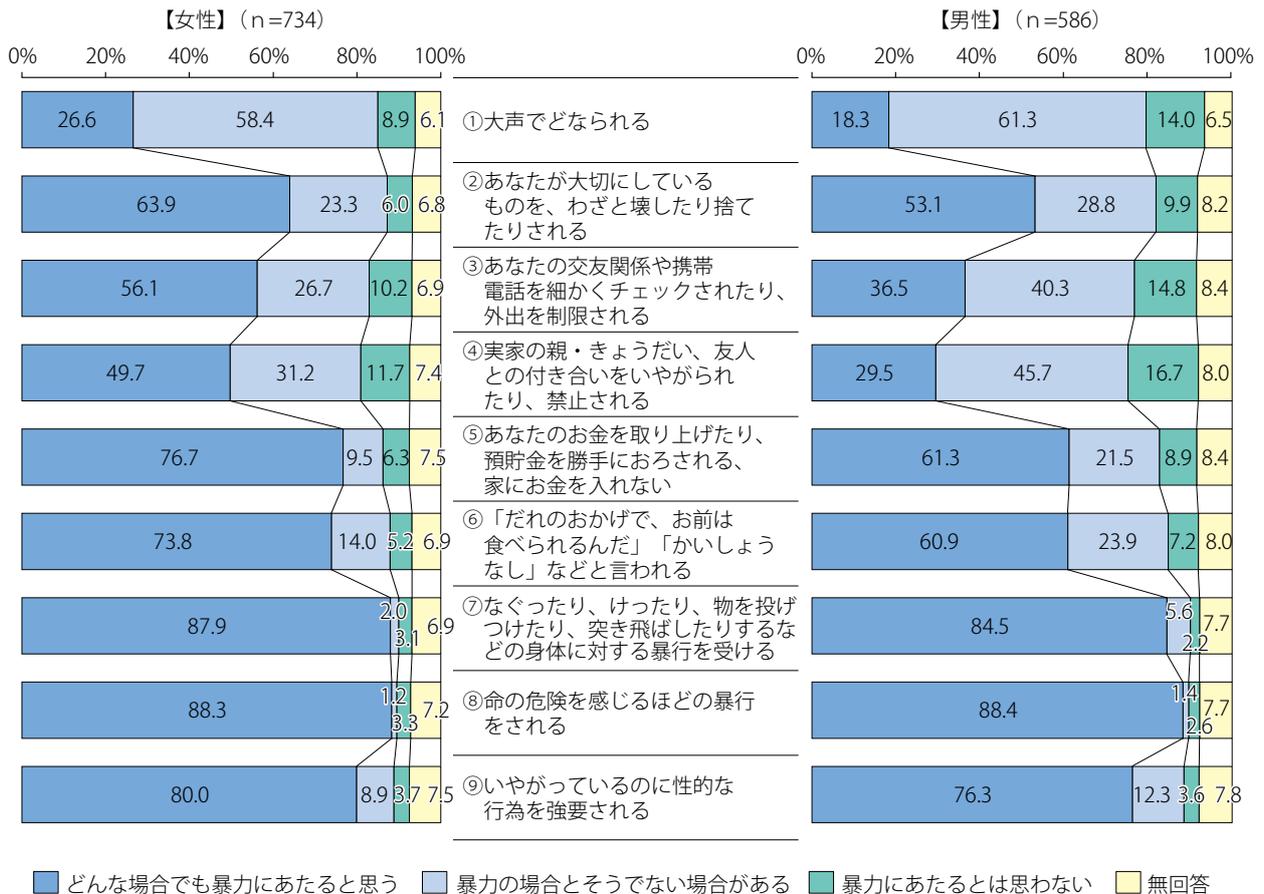
また、DVが若年層における恋人同士の間(=デートDV)でも起こっていることから、暴力の連鎖が起こらないように早期の対策が必要となっています。

2017年度(平成29年度)で「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」の計画年度が終わることから、本市のDVに関する状況や取組、そこから見えてくる課題を踏まえ、「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)」を策定することとします。

2 橿原市のDVに関する現状

(1) DVについての認識

図表1 「ドメスティック・バイオレンス(DV)」の認識

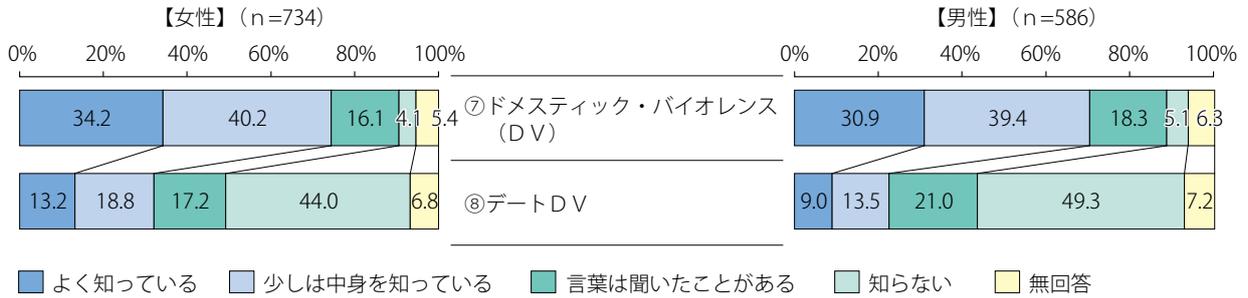


資料：「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

「⑧命の危険を感じるほどの暴行をされる」「⑦なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受ける」「⑨いやがっているのに性的な行為を強要される」の3項目で、男女ともに「どんな場合でも暴力にあたると思う」割合が高くなっています。しかし、その他の経済的暴力(「⑤あなたのお金を取り上げたり、預貯金を勝手におろされる、家にお金を入れない」、精神的暴力(「①大声でどなられる」「②あなたが大切にしているものを、わざと壊したり捨てたりされる」「③あなたの交友関係や携帯電話を細かくチェックされたり、外出を制限される」「④実家の親・きょうだい、友人との付き合いをいやがられたり、禁止される」「⑥「だれのおかげで、お前は食べられるんだ」「かいしょうなし」などと言われる」)に関しては上記3項目ほど高くなく、特に男性の方が女性より低くなっています。



図表2 男女共同参画に関する言葉の認知度

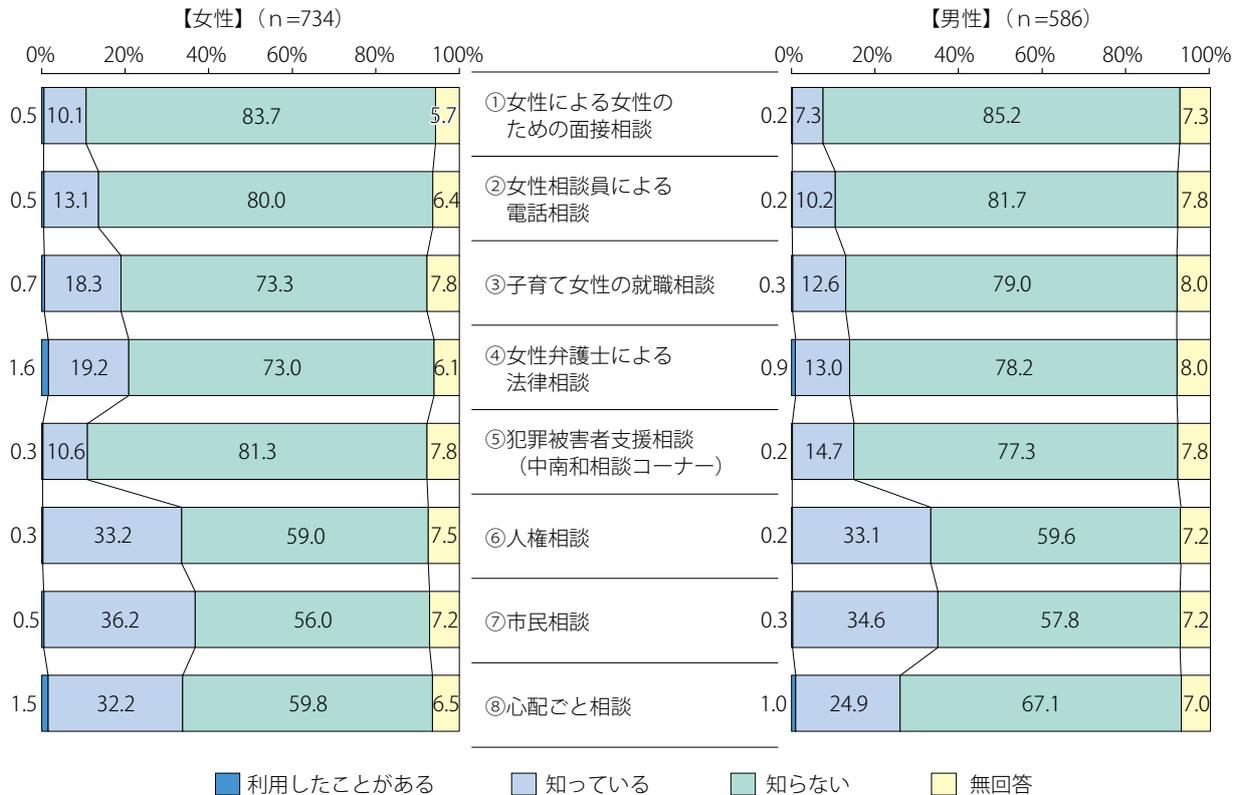


資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

「よく知っている」「少しは中身を知っている」を合計した割合は、ドメスティック・バイオレンス (DV) で女性74.4%・男性70.3%、デートDVで女性32.0%・男性22.5%で、デートDVの認知度は低い状況です。

(2) 相談の状況

図表3 檀原市の相談窓口の認知状況と利用状況



資料：「女性と男性がともに暮らしやすい檀原市をつくるためのアンケート調査」(平成28年度)

「⑥人権相談」「⑦市民相談」「⑧心配ごと相談」の認知度はおおむね30%台ですが、男女共同参画担当部署が実施している「①女性による女性のための面接相談」「②女性相談員による電話相談」の認知度は低くなっています。

図表4 DVに関する相談件数(檀原市)

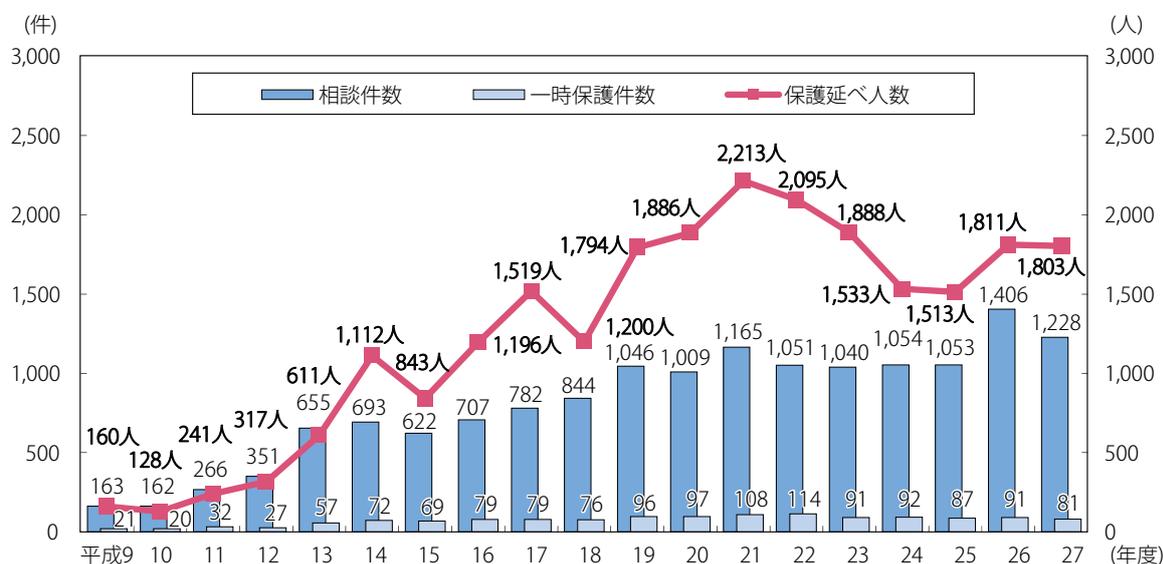
(件)

平成 20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
3	7	7	10	19	19	88	75	66

資料：檀原市

本市でのDVに関する相談件数は2016年度(平成28年度)で66件と、ここ3年は減少傾向です。

図表5 配偶者からの暴力相談件数の推移(奈良県)



資料：奈良県「奈良県の男女共同参画」(平成28年度)

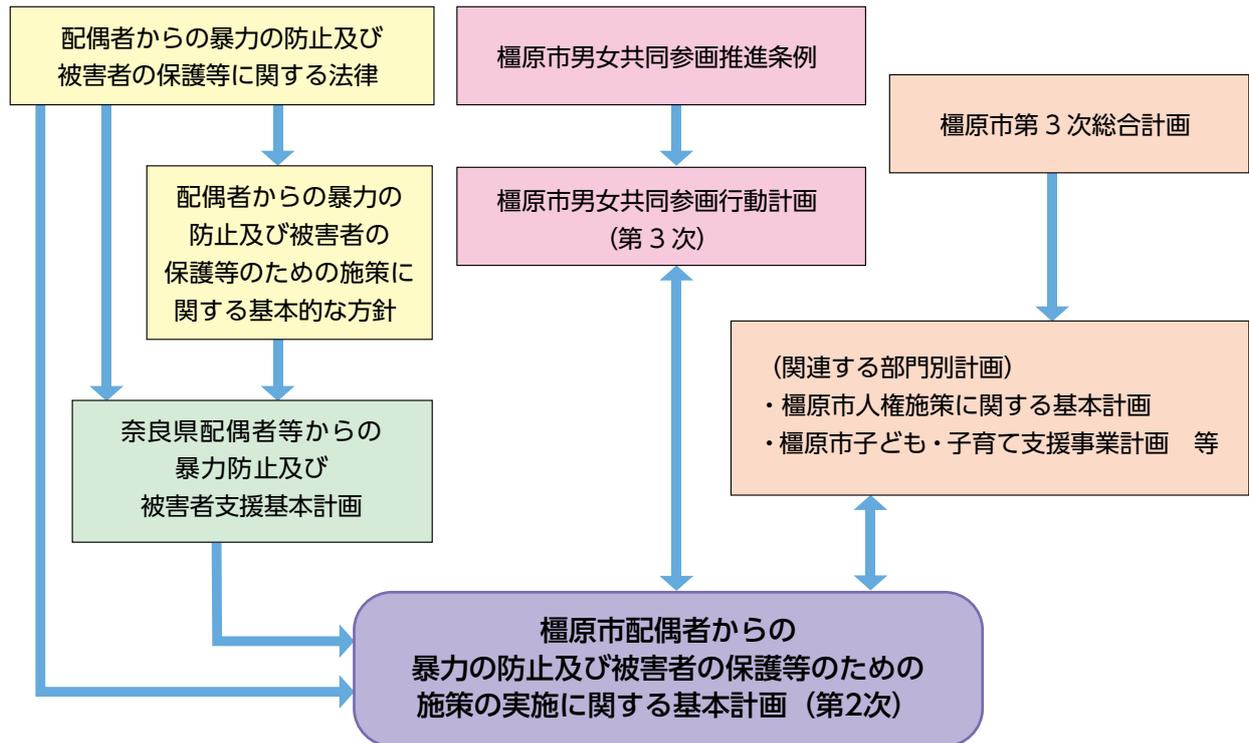
奈良県全体では2015年度(平成27年度)で1,228件で、前年度よりは減っているものの、おおむね微増傾向です。



3 計画の位置づけ

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく檀原市の「DVに関する市町村基本計画」です。

【計画の位置づけ(フロー図)】



4 計画の期間

本計画の期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度(平成39年度)までの10か年とします。ただし、男女共同参画に関する社会情勢の変化や本計画の進捗状況を考慮し、適切な施策の推進を図るため、5年後をめどに計画の見直しを行います。

5 計画の進行

この計画を推進するため、関係機関等との連携・強化を図り、毎年度の推進状況等は、男女共同参画行動計画の進行管理と合わせて公表します。

具体的施策（1） 暴力根絶の意識づくりと、DVについての正しい理解の普及

国においては、毎年11月12日から25日（25日は女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の週間と定め、運動のシンボルであるパープルリボンを活用した様々な啓発活動を展開しています。

本市においても、週間事業を開催するとともに、様々な公共機関等に「DV防止啓発リーフレット」を設置したり、男女共同参画広場情報誌や市広報誌、市ホームページ等でもDVについての解説や相談窓口の情報提供をしています。

しかし、「平成28年度市民意識調査」では、DVを女性に対する人権侵害として認識している割合は女性53.4%・男性54.4%で半数を超える程度です（P47図表22）。また、DVの内容の認知については、身体的・性的・経済的な暴力に関してはDVという認識は高いものの、精神的暴力に対する認識が低くなっています。DVとはどういうものを正しく理解されていないのが実情です（P63図表1）。

DV被害者の中には、自分の受けている行為をDVとは気づかなかつたり、「相談するほどのことでもないから」と我慢したりすることで、潜在化し支援につながらず、深刻化する場合があります。また、DV被害者の大半は家族や親族等、身近な人に相談しています。

DVの未然防止・根絶のためには、DV被害者やその周りの人も含めて市民一人ひとりがDVについて正しく理解し、DVは夫婦げんかではなく重大な人権侵害であるという認識の上で、DV被害への支援に関する情報を社会全体で共有することが重要です。

これまで以上に様々な機会を通じて、DV根絶のための啓発活動を行います。特に精神的暴力については認識されにくいことに留意して啓発を進めます。



「これってDV?」DV防止啓発リーフレット



【主な事業】

No	主な事業	事業内容	担当課
1	DV被害者への情報提供の充実	DVの被害者が、自分が受けている行為がDVであると認識でき、また、相談や自立に向けた行動を起こすことで、様々な公的な支援につながるようなDVに関する情報提供を行います。	人権政策課
2	市民等への普及啓発	DV防止法の趣旨や制度、DVについての理解を深めることができるよう、内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせて暴力防止キャンペーンを実施します。	人権政策課
		市広報誌や市ホームページ等の様々な広報媒体の活用や、リーフレット、カード等を作成し、DVの理解や相談窓口の周知のための普及啓発に努めます。	人権政策課
		DVやデートDVの理解と根絶に向けた講座を開催します。	人権政策課

具体的施策（2） 子どものときからの男女平等教育と人権教育の推進

「平成28年度市民意識調査」において、学校教育の中での重要な取組として最も割合が高かったのは、「自分の心と身体は大切なものであり、いじめや虐待に対して『ノー』を言う、だれかに相談する等、小学校の低学年から自分を守る力を育む」です（P23図表12）。

子どもの頃から、自尊感情を持ち、自分も相手も大切にすることができる気持ちを育むための教育を進めます。また、デートDVについて、子どもたちや保護者、教育関係者への啓発を進めます。

【主な事業】

No	主な事業	事業内容	担当課
3	子どもへの人権教育の推進	学校等において、子どもたちが自分自身の人権を大切にすると同時に、他者への思いやりを育むことができる教育や学習を推進します。	人権教育課
4	デートDVに関する若年層への啓発・学習機会の提供	学校教育を通じて、デートDVに関する啓発や学習機会の提供を積極的に実施します。	人権政策課 学校教育課 人権教育課
5	保育・教育に携わる職員、保護者への研修	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等が、DVや児童虐待を発見する重要な役割を担っているという意識を高められるよう、保育士や教育関係者等に対し、継続的な研修を行うとともに、保護者に対して学習機会を提供します。	こども未来課 学校教育課 人権教育課

具体的施策(3) 安心して相談できる体制の充実

本市においては、現在は、男女共同参画に関連する相談窓口として、「女性による女性のための面接相談」「女性相談員による電話相談」「子育て女性の就職相談」「犯罪被害者支援相談(中南和相談コーナー)」「人権相談」等、様々な相談事業を展開しています。しかし、「平成28年度市民意識調査」で相談窓口の認知度・利用率をみると、男女共同参画で担当している相談窓口の認知度は10%台にとどまっています(P49図表24)。

DV被害者やその支援者がためらうことなく相談窓口を利用できるよう、相談窓口の周知を工夫するとともに、二次被害が発生しないよう、相談に関わる者の資質の向上を図ります。

また、各相談窓口での相談が離婚や子育て相談等であっても、その根底にDVがある場合もあることから、各相談窓口の担当者がDVに関する知識を持ち、敏感な視点での対応ができるように研修を充実します。

【主な事業】

No	主な事業	事業内容	担当課
6	相談窓口の周知	市広報誌や市ホームページ等で相談窓口に関する情報を周知します。	人権政策課
		相談機関の案内リーフレットやカードを作成し、女性が立ち寄りそうな場所に設置します。	人権政策課
7	相談体制の充実	相談者のプライバシーを守るとともに、相談者及び相談員の安全確保を図ります。	人権政策課 障がい福祉課 地域包括支援課 子育て支援課
		関係課及び関係機関等と連携を図り、相談者が相談しやすい相談機能を強化します。	子育て支援課
		地域の相談窓口となる民生委員・児童委員等に対し、DVに関する情報提供や研修を実施し、資質の向上に努めます。	福祉総務課
		DV被害者からの相談に適切に対応できるよう、関係課共有の対応マニュアルを作成します。	人権政策課
		高齢者や障がい者、在住外国人等、様々な困難を抱えるDV被害者のニーズに応じた相談体制の整備を検討します。	人権政策課 障がい福祉課 地域包括支援課
8	信頼できる相談員等の育成	問題解決に向けた適切な助言ができるとともに、被害者の置かれている状況や配偶者等からの暴力そのものに対する理解不足から、不適切な対応をし、被害者に対して二次的被害を与えることのないような対応をするため、相談窓口や手続きの担当者への研修を実施します。	人権政策課 障がい福祉課 地域包括支援課 子育て支援課



No	主な事業	事業内容	担当課
9	他機関相談窓口との連携強化	関係機関の相談先との連携を強化し、DV対応のネットワークを広げます。	人権政策課 障がい福祉課 地域包括支援課 子育て支援課
10	男性被害者からの相談対応の検討	男性からのDV被害の相談に対応するため、先進事例等を参考に、相談体制を整備します。	人権政策課

具体的施策（４） DV被害者の安全確保と一時保護支援

緊急の一時保護においては、速やかに被害者及び同伴する家族を加害者から保護し、安全を確保することが必要です。

本市においては、緊急的な保護が必要な場合には、被害者本人の意思に基づいて一時保護へつなぐ支援を行っており、高齢者や障がいのあるDV被害者についても各担当課が速やかに、関係各課・関係機関と連携して対応します。

【主な事業】

No	主な事業	事業内容	担当課
11	被害者の安全確保の徹底	DV対応マニュアルに沿って、各担当課が連携しながら被害者の安全確保に向けた取組を充実します。	人権政策課
		緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、奈良県中央こども家庭相談センターや警察等の関係機関と連携しながら、一時保護につなぎます。	人権政策課 障がい福祉課 地域包括支援課 子育て支援課
		被害者の個人情報の適切な管理と保護等の周知徹底を図ります。	関係各課
		夜間の対応に関しては、奈良県中央こども家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）や警察、民間支援団体との連携を強化します。	人権政策課 障がい福祉課 地域包括支援課 子育て支援課

具体的施策(5) DV被害者の自立に向けた支援

DV被害者が自立して生活しようとする際には、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等、多くの問題を一時期に抱え、同時に、様々な手続きが必要になってきます。DV被害者一人ひとりの状況に応じて、課題解決に関わる部署や関係機関が連携し、きめ細やかな自立支援に努めます。また、支援にあたっては、様々な手続きを円滑に進め、DV被害者の負担を減らすよう努めます。

【主な事業】

No	主な事業	事業内容	担当課
12	生活基盤を整えるための支援	DV被害者の自立生活に向けた安全の確保、精神的安定のための継続的支援を行います。	人権政策課 障がい福祉課 地域包括支援課 子育て支援課
		ハローワーク等と連携し、就業支援を行います。	人権政策課 障がい福祉課 子育て支援課
		地域で生活しているDV被害者の相談を実施し、継続的なフォローを行います。	人権政策課 福祉総務課 障がい福祉課 地域包括支援課 子育て支援課
13	関連制度の活用支援	一時保護や保護命令の申立て等の相談、住民票の写し等の交付を制限する手続き等について被害者の立場に立って支援を行います。	市民窓口課 子育て支援課
14	在住外国人、高齢者、障がい者等への支援	外国語によるDV相談情報の提供とともに、在住外国人の被害者については、電話や面接による相談及び通訳事業等を行います。	人権政策課
		高齢や障がいのあるDV被害者については、関係課と連携し、対応できる施設の情報提供をします。	人権政策課 障がい福祉課 地域包括支援課



具体的施策（6） DV被害者の子どもに対する支援

家庭は、子どもたちにとって安全で安心できる所です。しかし、その家庭でDVがある場合、その中で育った子どもたちへの身体的、精神的な影響は計り知れないものがあります。

児童虐待防止法では、児童の前で暴力が振るわれることは、子どもの心身を傷つけ、児童虐待になるとしており、「DV防止法」では、裁判所の命令により加害者が接近を禁じられる対象は、被害者本人だけでなく、その子どもにも適用されています。

暴力や暴言を目撃することによって、子どもたちは恐怖や極端な緊張を強いられ、健全な成長から疎外されます。また、DVのある家庭で育った子どもには、「暴力は許される」「暴力を振るわれても堪えなければならない」等の概念が刷り込まれ、子ども自身が加害者や被害者となり、次の世代へと連鎖することも考えられます。

子どもに対する暴力被害を防止するためには、子ども自身のエンパワメントとともに、子どもを守る立場である大人に対して子どもの権利に関する啓発や学習を充実し、地域での見守りネットワークが重要になります。また、子どもへのDV被害の予防や支援の充実を図ります。

【主な事業】

No	主な事業	事業内容	担当課
15	あらゆる場面での早期発見	健診や育児相談、幼稚園・保育所・認定こども園・学校現場等、様々な機会を通してDVの発見に努めます。	福祉総務課 健康増進課 子育て支援課 こども未来課 学校教育課
		身近な相談者である民生委員・児童委員と連携します。	福祉総務課 健康増進課 子育て支援課 こども未来課 学校教育課
16	子どもへの支援	DVと児童虐待の関連についての啓発を行います。	人権政策課 子育て支援課
		児童虐待等の問題を抱える家庭に対して、家庭児童指導員等と連携し、相談を行います。	人権政策課 子育て支援課



資料

用語解説

策定経過

檀原市男女共同参画審議会委員名簿

檀原市男女共同参画推進条例

檀原市男女共同参画推進委員会設置規程

檀原市男女共同参画審議会規則

檀原市執行機関の附属機関に関する条例

男女共同参画社会基本法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

男女共同参画に関する年表

用語解説(50音順)

M字カーブ (P38)

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

エンパワメント (P15)

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場等社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

キャリア教育 (P23)

主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観・職業観等生きる力を身につけ、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育。人間関係能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を育む。

指導的地位 (P28)

(1) 議会議員、(2) 法人・団体等における課長相当職以上の者、(3) 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者をいう。(2007年(平成19年)男女共同参画会議決定)

女性外来 (P43)

女性の身体とこころをトータルに診る女性のための外来。男性と女性ではかかりやすい病気が異なるうえ、同じ病気でも症状や薬の作用が大きく異なることがあり、性差に基づく医療が始まっている。

人身売買 (P47)

暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取すること。

ステップファミリー (P56)

配偶者の少なくとも一方の結婚前の子どもと一緒に生活する家族形態。継(ま)家族、ブレンダ家族(ブレンディッド・ファミリー)ともいう。一般的には、離別や死別後、子連れで再婚した結果形成される家族。血縁関係にない義理の親子関係が1組以上含まれる家族をいう。

ストーカー行為 (P47)

恋愛感情等の好意の感情やそれが満たされなかったことへの怨み等の感情を充足する目的で、同一の者に対してつきまとい等を繰り返し行う行為のこと。

性的指向 (P54)

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいう。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシュアル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシュアル)、男女両方に向かう両性愛(バイセクシュアル)を指す。

性的マイノリティ (P23)

人間の「性」は、「からだの性(生物学的な性)」、「こころの性(性の自己意識)」、「恋愛や性愛の対象の性」等から成っているが、恋愛や性愛の対象(性的指向)が同性又は両性である人、身体の性とこころの性が一致せず、身体の性に持続的な違和感を持つ状態(性別越境者)にある人、先天的に身体上の性別が不明瞭(性分化疾患)である人等があり、少数派であることからこう呼ばれる。

性同一性障がい (P54)

生物学的性別(sex)と性別に対する自己意識あるいは自己認知(gender identity)が一致しない状態のこと。

セクシュアル・ハラスメント (P15) / スクール・セクハラ (スクール・セクシュアル・ハラスメント) (P52)

いわゆる「性的嫌がらせ」のことで、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、その対応によって仕事をする上で不利益を与えたり、またそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。被害は男女どちらにも起こりえるが、圧倒的に女性が被害を受けることが多い。

学校内での主に教師から児童・生徒・学生に対するセクシュアル・ハラスメントをスクール・セクシュアル・ハラスメントという。セクシュアル・ハラスメントは地域社会等でも起きている。

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) (P28)

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していく。例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

ダイバーシティ (P13)

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

デートDV (P12)

結婚していない、特に若い世代の男女間でのDVのこと。

DV (P9)

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇等による精神的暴力、人との付き合いを制限する等の社会的暴力、生活費を渡さない等の経済的暴力、性行為の強要等の性的暴力を含む。

パタニティ・ハラスメント (P52)

男性社員の育休取得や育児のための短時間勤務等を妨げる行為をいう。

フレックスタイム制 (P40)

労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決められる制度のこと。

マタニティ・ハラスメント (P52)

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いのこと。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利) (P44)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等が含まれており、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して、権利として捉えようという概念。

ロールモデル (P33)

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」(2003年(平成15年)4月男女共同参画会議意見)では、一人ひとりが具体的に自分に合ったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

ワーク・ライフ・バランス (P8)

老若男女だれもが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態であること。

策定経過

開催年月日	委員会等	内容
2016年 (平成28年) 9月29日	平成28年度 男女共同参画推進委員会 (第1回)	檀原市男女共同参画事業報告及び事業計画について検討 「檀原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成27年度実施状況報告について検討 「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)」策定に伴う市民意識調査及び市内事業所等実態調査について検討
10月17日	平成28年度 男女共同参画審議会 (第1回)	檀原市男女共同参画事業報告及び事業計画について審議 「檀原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成27年度実施状況報告について審議 「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)」策定に伴う市民意識調査及び市内事業所等実態調査について審議
11月12日～ 11月28日		市民意識調査実施
11月18日～ 12月5日		事業所調査実施 女性従業員調査実施
11月2日		高校生アンケート調査実施
2017年(平成29年) 2月1日		高校生アンケート調査実施
7月24日	平成29年度 男女共同参画推進委員会 (第1回)	檀原市男女共同参画事業報告及び事業計画について検討 「檀原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成28年度実施状況報告について検討 「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)」策定に伴う基礎資料並びに骨子案について検討
8月4日	平成29年度 男女共同参画審議会 (第1回)	檀原市男女共同参画事業報告及び事業計画について審議 「檀原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」平成28年度実施状況報告について審議 「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)」策定に伴う基礎資料並びに骨子案について審議
9月19日～ 9月25日		庁内ヒアリング実施
10月17日	平成29年度 男女共同参画推進委員会 (第2回)	「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)」の素案について検討
10月31日	平成29年度 男女共同参画審議会 (第2回)	「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)」の素案について審議
11月10日		市民意見交換会実施
11月9日～ 11月30日		パブリックコメント実施
2018年(平成30年) 1月18日	平成29年度 男女共同参画推進委員会 (第3回)	「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)素案」に伴う市民意見交換会及びパブリックコメントの結果報告について検討 「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)素案」の最終確認について検討 本計画における愛称名について検討
1月26日	平成29年度 男女共同参画審議会 (第3回)	「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)素案」に伴う市民意見交換会及びパブリックコメントの結果報告について審議 「檀原市男女共同参画行動計画(第3次)素案」の最終確認について審議 本計画における愛称名について審議

橿原市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	役職	備考
朝岡 直美	弁護士	
蘆村 修	葛城人権擁護委員第5部会 部会長	
石井 誠一	橿原商工会議所 専務理事	
奥田 英人	市議会議員	
桐山 吉子	橿原市教育委員	
葛本 鈴子	市民代表	
島本 郁子	奈良県立医科大学臨床教授	副会長
東谷 和江	市民代表	
槇村 久子	京都女子大学 教授	会長
榭谷佐千代	橿原市日赤奉仕団 委員長	
宮崎 修	奈良地方法務局 葛城支局長	
森嶋 良一	橿原市労働者福祉協議会 副会長	

委嘱期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

(50音順・敬称略)

檀原市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 基本的施策（第9条～第17条）

第3章 檀原市男女共同参画審議会（第18条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法が制定されるなど、様々な取組が行われています。

私たちのまち檀原市には、万葉集にうたわれた名勝大和三山、日本で初めての本格的な都城として造られ、国家の基盤となる大宝律令が編さんされた藤原京など、貴重な歴史的・文化的な遺産が数多くあります。このように歴史豊かな檀原市は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、その個性と能力を發揮できる心豊かなまちを目指しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお、多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現し、次世代へとつなげていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他親密な関係にある者に対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。
- (5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自ら率先し、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体等と連携し、取り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本となる計画（以下「行動計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第18条に規定する檀原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第12条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者における男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施に努めるものとする。

(家庭生活と他の活動との両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と他の活動とを両立できるよう必要な支援の実施に努めるものとする。

(相談への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係行政機関と連携し、解決に努めなければならない。

(広報活動及び啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、行動計画に基づいた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 榎原市男女共同参画審議会

(審議会)

第18条 市長の附属機関として、榎原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申する。

- (1) 第9条第2項の規定により市長から意見を求められた事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項

3 審議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年3月に策定された男女共同参画かしはらプランは、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

檀原市男女共同参画推進委員会設置規程

平成18年4月3日訓令甲第17号

改正

平成19年3月30日訓令甲第12号
平成20年4月1日訓令甲第15号
平成21年5月7日訓令甲第16号
平成21年7月6日訓令甲第20号
平成22年3月31日訓令甲第6号
平成22年5月14日訓令甲第12号
平成23年4月1日訓令甲第8号
平成24年4月1日訓令甲第14号
平成26年4月1日訓令甲第10号
平成26年11月19日訓令甲第26号
平成28年4月1日訓令甲第22号
平成29年3月31日訓令甲第12号

(設置)

第1条 本市において男女の人権が尊重され、平等な機会と責任を分かち合える社会の実現に向けて、庁内における連携体制の強化を図り、檀原市男女共同参画施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、檀原市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画施策の総合的及び効果的な推進のための具体的事項の協議及び検討に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の啓発と意識の高揚に関すること。
- (3) 庁内における連絡調整に関すること。
- (4) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は教育長を充てる。

3 委員は、危機管理課、総務課、人事課、企画政策課、広報広聴課、市民協働課、市民課、産業振興課、福祉総務課、子育て支援課、こども未来課、健康増進課、地域包括支援課、環境企画課、建設管理課、緑地景観課、下水道課、教育総務課、学校教育課、人権教育課、社会教育課及び経営総務課の長の職にある者をもって充てる。ただし、これらの課に女性の管理職員がいる場合は長に代わってその者を充て、女性の管理職員が2名以上いる場合は、当該課の長が指名するものを充てる。

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理し、副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(実務担当者部会)

第4条 委員会に、実務担当者部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員会において指示された事項について検討するとともに、男女共同参画施策推進のための方策について調査研究を行う。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織する。

- 4 部会長は人権政策課長をもって充て、副部会長は人権政策課の職員うちから部会長が指名する。
- 5 部会委員は、各部局長より推薦された職員をもって充てる。ただし、管理職員は除くものとする。
- 6 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告するものとする。
- 8 部会委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、部会委員が人事異動等により欠員となった場合は、当該職員が所属する課から推薦を受けた職員を部会委員に充てるものとする。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、令達の日から実施する。

附 則 (平成19年3月30日訓令甲第12号)

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年4月1日訓令甲第15号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則 (平成21年5月7日訓令甲第16号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則 (平成21年7月6日訓令甲第20号)

この規程は、平成21年7月10日から実施する。

附 則 (平成22年3月31日訓令甲第6号)

この規程は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成22年5月14日訓令甲第12号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則 (平成23年4月1日訓令甲第8号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則 (平成24年4月1日訓令甲第14号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則 (平成26年4月1日訓令甲第10号)

1 この規程は、令達の日から実施する。

2 檀原市発達障害者支援体制整備事業連絡協議会規程(平成21年檀原市訓令甲第23号)は廃止する。

附 則 (平成26年11月19日訓令甲第26号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則 (平成28年4月1日訓令甲第22号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則 (平成29年3月31日訓令甲第12号)

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

檜原市男女共同参画審議会規則

平成18年3月31日規則第8号

改正

平成21年3月31日規則第13号

平成24年3月30日規則第35号

平成28年4月1日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、檜原市男女共同参画推進条例（平成18年檜原市条例第4号）第18条の規定に基づき、檜原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民活動部人権政策課において行う。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第13号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

檀原市執行機関の附属機関に関する条例

平成24年12月27日条例第23号

改正

平成25年9月30日条例第11号
平成27年3月31日条例第5号
平成27年9月30日条例第30号
平成28年3月31日条例第7号
平成28年6月30日条例第28号
平成28年9月30日条例第33号
平成28年12月28日条例第39号
平成28年12月28日条例第42号
平成29年9月29日条例第22号
平成30年1月18日条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置等については、法令又は他あの条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置及び担当事務)

第2条 檀原市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）として、別表の附属機関の欄に掲げる機関を置く。

2 附属機関が担任する事務は、別表の担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関の委員（特別委員、臨時委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表の委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関（法令又は他の条例の規定により設置する檀原市の執行機関の附属機関を含む。以下この項及び次条から第6条までにおいて同じ。）が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委員の選任基準)

第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 檀原市男女共同参画推進条例（平成18年檀原市条例第4号）第9条第1項の男女共同参画の推進に関する基本となる計画に定める女性比率目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めること。

(2) 市民の意見を反映させるため、可能な限り公募による委員の選任に努めること。

(3) 担任する事務に関係する団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限らず、広くその構成員の中から推薦を受けるよう努めること。

(会議の公開)

第5条 附属機関の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 法令の規定により非公開とされているとき。

(2) 檀原市情報公開条例（平成10年檀原市条例第15号）第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し調査審議等を行うとき。

(3) 公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(守秘義務)

第6条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その委員の職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市行政改革推進委員会設置条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 檀原市行政改革推進委員会設置条例(昭和60年檀原市条例第1号)
- (2) 檀原市総合計画策定審議会条例(平成24年檀原市条例第20号)
- (3) 檀原市市町村合併促進審議会設置条例(昭和31年檀原市条例第78号)
- (4) 檀原市特別職報酬等審議会条例(昭和40年檀原市条例第18号)
- (5) 檀原市スポーツ推進審議会設置条例(昭和37年檀原市条例第12号)
- (6) 檀原市人権審議会設置条例(平成14年檀原市条例第21号)
- (7) 檀原市住居表示審議会条例(昭和40年檀原市条例第19号)

附 則 (平成25年条例第11号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第5号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第30号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第7号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第5条 この条例の施行の際、現に改正前檀原市個人情報保護条例第36条第4項の規定により個人情報保護制度運営審議会の委員として委嘱されている者は、第4条の規定による改正後の檀原市執行機関の附属機関に関する条例に規定する檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の委員として任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、平成28年6月30日までとする。

附 則 (平成28年条例第28号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第33号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第39号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第42号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月29日条例第22号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	檀原市総合計画策定審議会	総合計画の策定についての審議に関する事務	15人以内
	檀原市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会	まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての審議に関する事務	15人以内
	檀原市行政改革推進委員会	行政改革の推進に関する重要事項についての審議に関する事務	10人以内
	檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の運営全般に関する重要事項についての調査審議に関する事務	10人以内
	檀原市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長及び副市長その他特別職の職員の給料又は報酬の額についての審議に関する事務	10人以内
	檀原市公金管理対策委員会	公金の管理に関する重要事項についての審議に関する事務	9人以内
	檀原市入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議に関する事務	5人以内
	大和八木駅周辺地区まちづくり検討委員会	大和八木駅周辺地区におけるまちづくり事業の推進についての調査審議に関する事務	15人以内
	檀原市新本庁舎建設検討委員会	新本庁舎建設事業の推進についての調査審議に関する事務	12人以内
	檀原市市有施設再配置検討審議会	市有施設の再配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	檀原市スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項についての審議に関する事務	10人以内
	檀原市人権審議会	人権が尊重される社会づくりに必要な施策の策定及び推進に関する重要事項についての審議に関する事務	20人以内
	檀原市飛騨コミュニティセンター運営委員会	飛騨コミュニティセンターの効果的かつ円滑な運営に必要な事項についての審議に関する事務	25人以内
	檀原市大久保コミュニティセンター運営委員会	大久保コミュニティセンターの効果的かつ円滑な運営に必要な事項についての審議に関する事務	25人以内
	檀原市地域福祉推進計画策定委員会	地域福祉推進計画の策定についての審議に関する事務	20人以内
檀原市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に基づく入所措置等の要否についての審査に関する事務	5人以内	
檀原市障がい者福祉基本計画等策定委員会	障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内	

附属機関の 属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
	橿原市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの運営についての調査審議に関する事務	18人以内
	橿原市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び老人福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内
	橿原市二次救急医療運営委員会	二次救急医療の推進に必要な事項についての審議に関する事務	12人以内
	橿原地区救急医療協議会	橿原地区の救急医療の運営についての審議に関する事務	25人以内
	橿原市母子保健推進協議会	母子保健計画の実施に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	橿原市予防接種健康被害等調査委員会	橿原市が実施した予防接種に関連して発生した健康被害等についての調査審議に関する事務	10人以内
	橿原市成人保健推進協議会	成人保健事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	15人以内
	橿原市歯科保健推進協議会	歯科保健事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	15人以内
	橿原市健康づくり推進協議会	健康づくりの推進に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	橿原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会	一般廃棄物処理施設の長期包括運営委託の実施に際して、事業者の選定及び事業推進についての審査に関する事務	10人以内
	橿原市住居表示審議会	住居表示の施行に関する重要事項についての審議に関する事務	12人以内
	橿原市市民活動推進会議	市民との協働によるまちづくりを推進するための施策についての審査に関する事務	10人以内
	橿原市農業振興地域整備推進協議会	農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施についての審議に関する事務	15人以内
	橿原市青年等就農計画認定審査会	青年等就農計画の認定及び変更の認定に関する事務	10人以内
	橿原市観光基本計画審議会	橿原市観光基本計画の進捗管理、事業評価及び見直しについての審議に関する事務	8人以内
	橿原市社会資本総合整備計画評価委員会	社会資本総合整備計画の中間及び事後評価等についての審議に関する事務	5人以内
	橿原市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議に関する事務	12人以内
教育委員会	橿原市教育施設再配置検討審議会	教育施設の再配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	橿原市教育支援委員会	就学先の決定その他の教育支援についての調査助言に関する事務	20人以内
	橿原市学校給食運営委員会	学校給食の運営に関する重要事項についての審議に関する事務	12人以内
	橿原市青少年センター運営委員会	青少年センターにおける企画実施についての審議に関する事務	8人以内
	橿原市高齢者大学校運営委員会	高齢者大学校の運営についての審議に関する事務	8人以内

男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間

の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関す

る施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう

に努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とす

る。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成

十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）
- 第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）
- 第四章 保護命令（第十条―第二十二条）
- 第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
- 第五章の二 補則（第二十八条の二）
- 第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条** この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と

同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行

うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚を

し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態

- に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつ

ては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条** 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- （保護命令の申立て）
- 第十二条** 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一

年法律第五十三号) 第五十八条ノ二第一項 の認証を受けたものを添付しなければならない。
(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、

即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せら

れた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方に対しては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申

立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)
第二章 基本方針等 (第五条・第六条)
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)
第二節 一般事業主行動計画 (第八条—第十四条)
第三節 特定事業主行動計画 (第十五条)
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・第十七条)
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第十八条—第二十五条)
第五章 雑則 (第二十六条—第二十八条)
第六章 罰則 (第二十九条—第三十四条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家

庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定める

ものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画

に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等と同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主

については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項

の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な

情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

男女共同参画に関する年表

西暦 (年号)	世界	国	奈良県	橿原市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)	・婦人問題企画推進本部 設置		
1976年 (昭和51年)	・ILO(国際労働機関)に 婦人問題担当室を設 置	・民法改正・施行(離婚 後の氏の選択)	・婦人問題に関する窓口 を「県民課」とする	
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定	・「奈良県婦人問題施策 推進連絡会議」設置	
1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会「女 子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」一 平等、発展、平和一中 間年世界会議(コペン ハーゲン)		・「婦人の地位と福祉の 向上をめざして」婦人 問題懇談会提言	
1981年 (昭和56年)		・民法一部改正施行 ・「国内行動計画後期重 点目標」策定	・「婦人対策課」設置 ・「奈良県婦人会議」設 置	
1985年 (昭和60年)	・国連婦人の十年一平等、 発展、平和ナイロビ世 界会議(西暦2000年 に向けての)「婦人の地 位向上のためのナイロ ビ将来戦略」採択	・「国籍法」及び「戸籍 法」の改正施行 ・「男女雇用機会均等法」 の公布 ・「女子差別撤廃条約」 批准		
1986年 (昭和61年)		・男女雇用機会均等法施 行	・「奈良県女性センター」 開設	
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けて の新国内行動計画」策 定 ・婦人問題企画推進本部 参与拡充		
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会 拡大会期 ・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のた めのナイロビ将来戦略 の実施に関する第1回 見直しと評価に伴う勧 告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・「育児休業法」の公布 (施行1992)	・「奈良県女性の現状と 意識に関する調査」実 施	
1993年 (平成5年)	・国連第48回総会「女 性に対する暴力の撤廃 に関する宣言」採択		・「奈良県女性行動計 画」修正版作成 ・課の名称を「婦人対策 課」から「女性政策 課」に変更	
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関す る第2回アジア・太平 洋大臣会議(ジャカル タ) ・「ジャカルタ宣言及び 行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設 置(政令) ・男女共同参画推進本部 設置	・「男女が共に支える社 会づくりのための県民 意識調査」実施	

西暦 (年号)	世界	国	奈良県	橿原市
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県男女共同参画推進本部」設置 ・「花ひらく—ならの女性生活史—」発行 	
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県女性の現状(女性白書)」作成 	
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら女性プラン21—奈良県女性行動計画(第二期)—」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「企画調整課女性政策係」設置 ・「橿原市女性施策推進懇話会」設置 ・「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施 ・「男女共同参画社会実現に向けての職員意識調査」実施
1998年 (平成10年)				<ul style="list-style-type: none"> ・「橿原市女性施策推進懇話会」から女性施策の推進に関する提言 ・「橿原市女性行動計画(新しい風21)」策定 ・「橿原市女性施策推進委員会」設置
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> ・エスキャップ ハイレベル政府間会議(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「改正労働基準法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」を総理府と共催で実施 	
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画についてのアンケート」実施 	
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 	<ul style="list-style-type: none"> ・課の名称を「女性政策課」から「男女共同参画課」に変更 ・「奈良県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・「奈良県男女共同参画審議会」設置 ・「奈良県1日女性模擬議会」開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整課女性政策室設置 ・「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施 ・「男女共同参画社会実現に向けての職員アンケート調査」実施
2002年 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら男女共同参画プラン21」(奈良県男女共同参画計画(なら女性プラン21改定版))策定 ・「奈良県男女共同参画県民会議」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画調整課男女共同参画室に名称変更 ・「男女共同参画推進会議」設置 ・「橿原市男女共同参画推進委員会」に改称
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 		<ul style="list-style-type: none"> ・橿原市女性議会開催(第1回) ・「男女共同参画かしはらプラン」策定

西暦 (年号)	世界	国	奈良県	橿原市
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定 		
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・県女性センター「チャレンジサイト」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策課男女共同参画室に組織変更
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)、「東京閣僚共同コミニケ」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「なら男女GENKIプラン」(奈良県男女共同参画計画(第2次))策定 ・「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「橿原市男女共同参画推進条例」制定 ・「橿原市男女共同参画審議会」設置 ・市制50周年記念事業橿原市女性議会開催(第2回) ・「男女共同参画社会実現に向けての市民意識調査」実施
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会実現に向けての事業所等実態調査」実施 ・「男女共同参画社会実現に向けての職員アンケート調査」実施
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参加加速プログラム」決定 ・「次世代育成支援対策推進法」改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)」策定
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の就業等意識調査」実施 	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 		
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・課の名称を「くらし創造部男女共同参画課」から「健康福祉部こども・女性局女性支援課」に変更 	

西暦 (年号)	世界	国	奈良県	橿原市
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定		・人権政策課男女共同参画係に組織変更 ・「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」実施
2013年 (平成25年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正		・「橿原市男女共同参画行動計画(第2次)改訂版」策定
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「次世代育成支援対策推進法」改正	・「女性の社会参加に関する意識調査」実施	
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会(北京+20)(ニューヨーク)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「女性の活躍促進会議」設置	
2016年 (平成28年)		・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正	・「奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)」策定 ・課の名称を「女性支援課」から「女性活躍推進課」に変更	・「女性と男性がともに暮らしやすい橿原市をつくるためのアンケート調査」「男女がともに働きやすい職場づくりに関する事業所調査」「職場における女性の活躍に関するアンケート調査」実施 ・高校生アンケート調査実施
2017年 (平成29年)		・「育児・介護休業法」改正		
2018年 (平成30年)				・「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)」策定

自分らしく 輝く かしはらプラン

橿原市男女共同参画行動計画（第3次）

橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）

2018年（平成30年）3月

発行：橿原市 市民活動部 人権政策課

〒634-8586 奈良県橿原市八木町1丁目1番18号

電話 0744-22-4001

HP <http://www.city.kashihara.nara.jp/>

●「自分らしく 輝く かしはらプラン」の愛称について

「橿原市男女共同参画行動計画」「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画」の愛称として、

**「性別にとらわれず、すべての人が互いに尊重し合い、
その個性と能力が発揮できる『自分らしく 輝く 橿原市』の実現をめざしていこう」**

という思いを込めて、名づけさせていただきました。

この愛称を掲げ、今後も、自分らしく輝くことができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

